

昭和町 第3次 地域福祉活動計画

みんなで支えあい、安心して、
いきいきと暮らしていくために、
心をつなぐ福祉の輪



令和2年3月

社会福祉法人

昭和町社会福祉協議会

目次

第1章 計画策定にあたって.....	2
1 計画策定の趣旨.....	2
2 社会福祉協議会について.....	3
3 地域福祉、地域福祉活動計画とは.....	4
4 地域福祉に関する法律や制度の動向.....	5
5 計画の位置づけ.....	6
6 計画の期間.....	7
第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題.....	8
1 統計データからみる昭和町の現状と課題.....	8
2 アンケート結果からみる昭和町の現状と課題.....	22
第3章 計画の基本的な考え方.....	33
1 基本理念.....	33
2 基本方針.....	34
3 事業体系.....	35
第4章 事業の展開.....	37
【基本方針Ⅰ】 協働の人づくり.....	37
【基本方針Ⅱ】 いきいきとした暮らしを支える基盤づくり.....	42
【基本方針Ⅲ】 参加しやすい仕組みづくり.....	48
【基本方針Ⅳ】 安心して地域で暮らせる環境づくり.....	56
第5章 計画の推進.....	57
1 計画の推進体制.....	57
2 計画の進捗管理.....	58

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

少子高齢化の一層の進行や家族形態の変化、人々の価値観の多様化などを背景として、地域住民同士のつながりや助けあいの意識の希薄化による地域コミュニティの変容等により、私たちを取り巻く環境は大きく変化し、福祉に対するニーズが多様化・複雑化しています。その結果、一人ひとりの福祉ニーズに対応していくためには、公的なサービスだけでなく、地域で互いに助けあい、支えあうことが必要となっています。

また、生活が多様化する中で、孤立死や引きこもり、自殺、ホームレス、家庭内での児童・高齢者及び障がいのある人等への虐待、DVの増加等の不安や課題が発生し、深刻な問題となっています。さらに、経済不況や雇用形態の多様化に伴う所得格差のひろがり等による生活困窮者対策、災害時の要支援者対策、高齢の親と無職の子どもの同居世帯が抱える8050問題、介護と育児に同時に直面するダブルケア等の新たな課題への対応も求められています。

国においても、このような状況に対応するため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、団塊の世代がすべて75歳以上となる2025年を目途に“地域包括ケアシステム”の実現に向けた介護保険制度等の継続的な改正、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行、災害対策基本法の改正、生活困窮者自立支援法の施行、子どもの貧困対策の推進に関する法律の施行、子ども・子育て支援新制度の本格実施、成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行など、福祉に関する法令や支援制度は日々、目まぐるしく変化しており、平成28年7月には厚生労働省に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部」が設置され、“地域共生社会”の実現が今後の福祉改革を貫く基本コンセプトに位置づけられています。

ただ、これらの課題には、“制度の狭間”と言われるように、公的なサービスや制度だけでは対応できない部分も少なくありません。今後、このような課題に対応し、年齢や障がいの有無等にかかわらず、誰もが住み慣れた地域で安心していきいきと暮らしていくために、公的なサービスや制度だけでなく、自治会、地域団体、ボランティア団体、NPO等さまざまな組織が連携するとともに、地域社会が共通した目標を持ち、支えあいながら、地域でのつながりを強め、“我が事・丸ごと”の地域共生社会の実現に向けた地域づくりを連携して取り組んでいくことが必要となっています。

昭和町社会福祉協議会においては、“思いやり、支えあい、心をつなぐ福祉の輪”を基本目標に掲げた『昭和町 第2次 地域福祉活動計画（平成27年度～平成31年度・令和元年度）』に基づいて、従来より住民一人ひとりが主体となって行う地域での多様な助けあいの活動を進めてまいりましたが、このような背景を踏まえ、さらなる発展のために、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支えあいながら、安心して、いきいきと自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的なサービスや制度と協働して助けあいながら暮らすことのできる“地域共生社会”の実現を目指した『昭和町 第3次 地域福祉活動計画』を策定するものです。

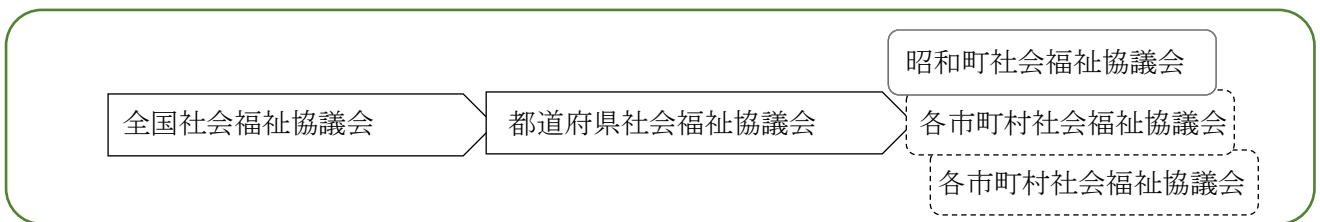
2 社会福祉協議会について

(1) 組織について

社会福祉協議会は、地域の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織で、昭和26年（1951年）に制定された社会福祉事業法（現在の「社会福祉法」）に基づき、設置された社会福祉法人です。

全国組織として、全国社会福祉協議会があり、各都道府県単位とすべての市町村単位にて社会福祉協議会があります。それぞれが独立した組織であり、本社・支社の関係ではありません。

【社会福祉協議会組織】



社会福祉法

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の2以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体で(以下略)……

1. 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
2. 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
3. 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
4. 前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

(2) 昭和田社会福祉協議会の活動について

社会福祉協議会には、住民主体の理念に基づき、地域にある福祉問題を、みんなで考え、話しあい、課題の解決に向けて取り組むという活動を通して、地域に働きかけ、福祉コミュニティづくりを推進する役割や住民と関係機関・団体などをつなげていく中核的な組織としての役割が求められています。

そのため、昭和田社会福祉協議会は、地域住民の方や地域の組織・団体の方、社会福祉施設等の福祉関係者、および保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、地域の人びとが住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現をめざした活動を推進しています。

3 地域福祉、地域福祉活動計画とは

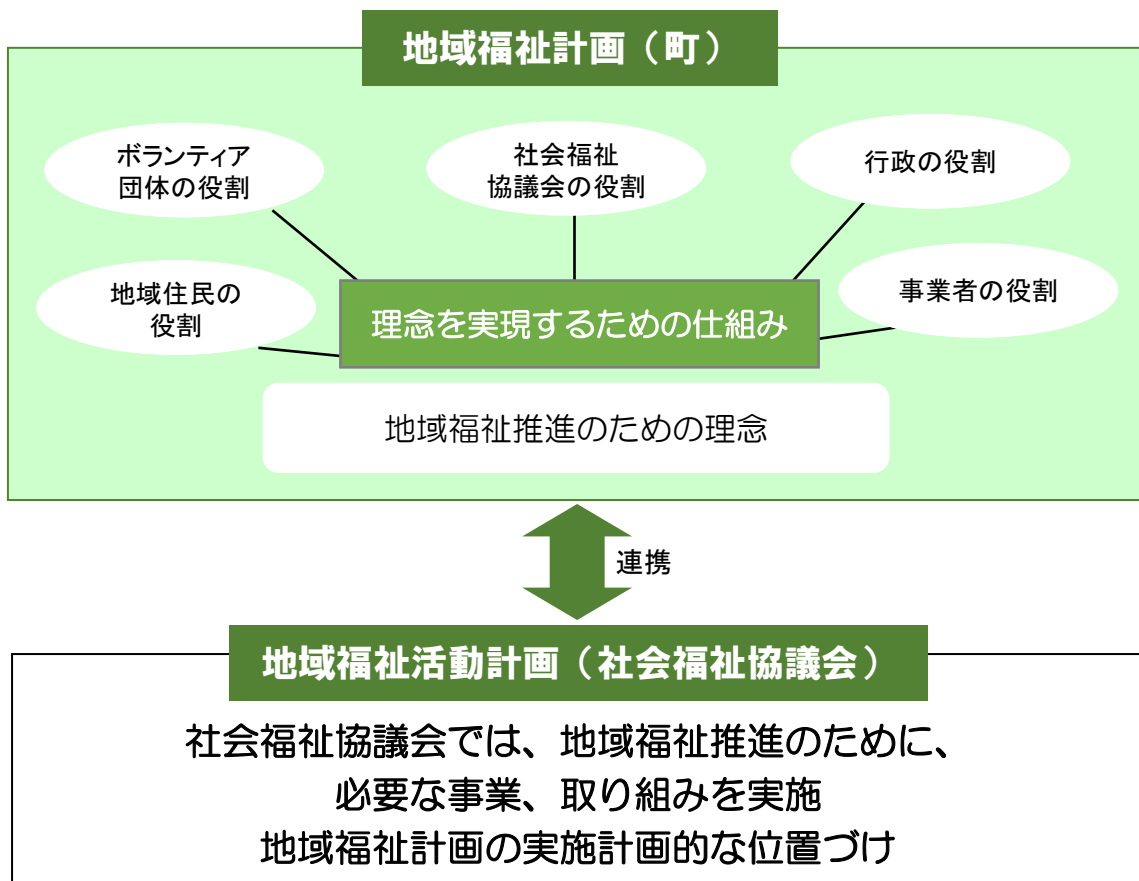
(1) 地域福祉とは

「地域福祉」とは、地域で暮らす誰もが、性別や年齢、障がいの有無に関わらず、お互いに助けあいながら、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域住民やボランティア団体、地域の事業所、行政機関など様々な人たちが協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方です。特に、人と人とのつながりを中心に、支援が必要な人たちの社会参加の促進が求められています。そのためには、地域住民やボランティア団体、地域の事業所などが行政機関と協力し、それぞれの役割を担いながら、よりよい方策を見つけ出していくことが重要となります。

(2) 地域福祉活動計画とは

『地域福祉計画』とは、地域における様々な課題の解決に向けた取組みの方向性や考え方を示し、地域住民の意見を十分に反映させ、今後5年後、10年後を見据えた目指すべき“理念”と実現するための“仕組み”を築き、地域福祉を総合的に推進する上で大きな柱となる町が策定する行政計画です。住み慣れた地域で住民、ボランティア団体、社会福祉協議会、福祉事業所、行政などが一体となって支えあい、助けあいながら、安心して暮らしていただけるような地域社会を目指します。

一方、『地域福祉活動計画』は、地域福祉計画で掲げられた理念の実現と地域福祉推進のために、主要な役割を担う社会福祉協議会が中心となり、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業を行う者等が相互協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画です。



4 地域福祉に関する法律や制度の動向

『昭和町 第2次地域福祉活動計画』が策定された平成26年度以降、地域福祉に関する法律や制度の主な変更は以下のとおりです。

(1) 社会福祉法の一部改正

地域福祉の推進の主体は「地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者」の三者とするとともに、地域福祉の推進の目的は、「福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように」と定められており、同法第107条では、市町村による『地域福祉計画』の策定が規定され、平成30年度から努力義務化されました。

(2) “我が事・丸ごと” 地域共生社会実現本部の設置

平成28年7月に、厚生労働省は地域共生社会の実現に向けた検討を加速化させる“我が事・丸ごと”地域共生社会実現本部を設置しました。従来の制度・分野ごとの縦割りを超えて、地域住民や地域の多様な主体が地域の課題を“我が事”として考え、誰もが“支える人”であり、“支えられる人”として、人と人、人と資源が世代や置かれた立場や状況等を超えて、“丸ごと”つながることが、これから求められる「地域共生社会」の考え方となります。

(3) 生活困窮者自立支援制度への対応

平成27年4月に施行された「生活困窮者自立支援法」により、生活困窮者対策と地域福祉施策との連携が求められています。生活困窮者は、様々な課題を抱えていることも多く、その課題解決のために、地域のあらゆる関係機関がネットワークを構築し、それぞれの強みを生かしながら役割分担を図りつつ、包括的な支援をすることが重要とされています。また、生活困窮者の早期発見やその生活環境の変化を把握するための見守りなどの間接的な支援は、地域住民相互の支えあいによる共助の取組みが重要性を増しています。さらに「支援する側と支援される側」という関係を固定的なものとし、生活困窮者自らも地域社会の一員として積極的な役割を見出すという視点も重要と考えられています。

(4) 成年後見制度利用促進法の成立

平成28年5月「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行されました。「利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善」「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」「不正防止の徹底と利用しやすさとの調和」がポイントとなっています。

(5) 自殺対策大綱の見直し

平成29年7月25日、新たな自殺総合対策大綱が閣議決定されました。新たな大綱では、基本理念として「生きることの促進要因」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で推進するものとするのが新たに掲げられました。

重点施策として、新たに「地域レベルの実績的な取組みへの支援を強化する」、「子ども・若者の自殺対策を更に推進する」等が盛り込まれています。

(6) 防災基本計画の修正

防災基本計画は、災害対策基本法に基づき、中央防災会議が作成する政府の防災対策に関する基本的な計画です。

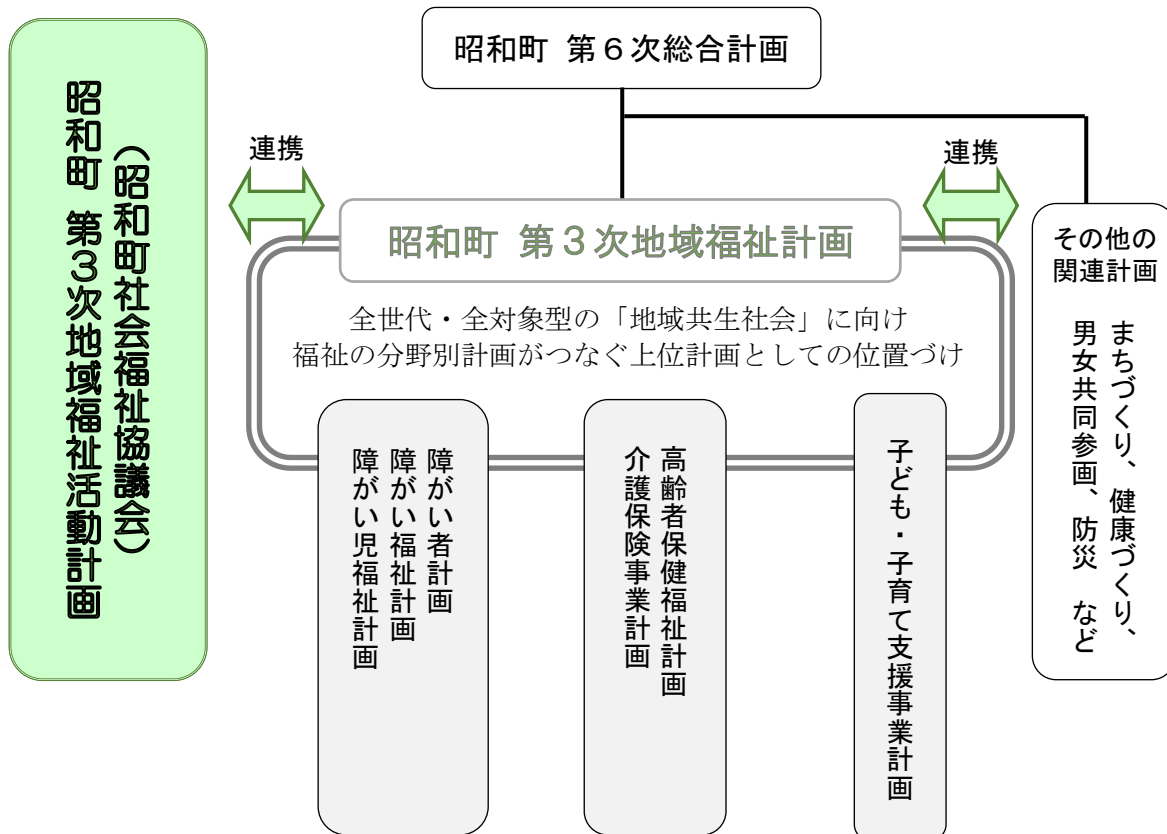
平成 30 年度 6 月 29 日に“「逃げ遅れゼロ」の実現”等が追加され、要配慮者利用施設管理者等による避難確保計画作成及び避難訓練実施が義務化されました。

5 計画の位置づけ

社会福祉協議会が策定する『地域福祉活動計画』は、町が策定する『地域福祉計画』と両輪をなし、社会福祉法にある福祉サービスの基本理念を達成するため、地域福祉を総合的、計画的に推進する道標となるものです。

行政の各種福祉施策（地域福祉計画、高齢者保健福祉計画等）と連携しながら、地域住民を主体とした福祉活動への取組みや活動参加率の向上を図ります。加えて、福祉・保健に関わる公的支援では対応しにくい、日常生活の様々な困り事に対する近隣支援などの活性化のための指針や方策、また、社会福祉協議会の事業の方向性を位置づける計画です。

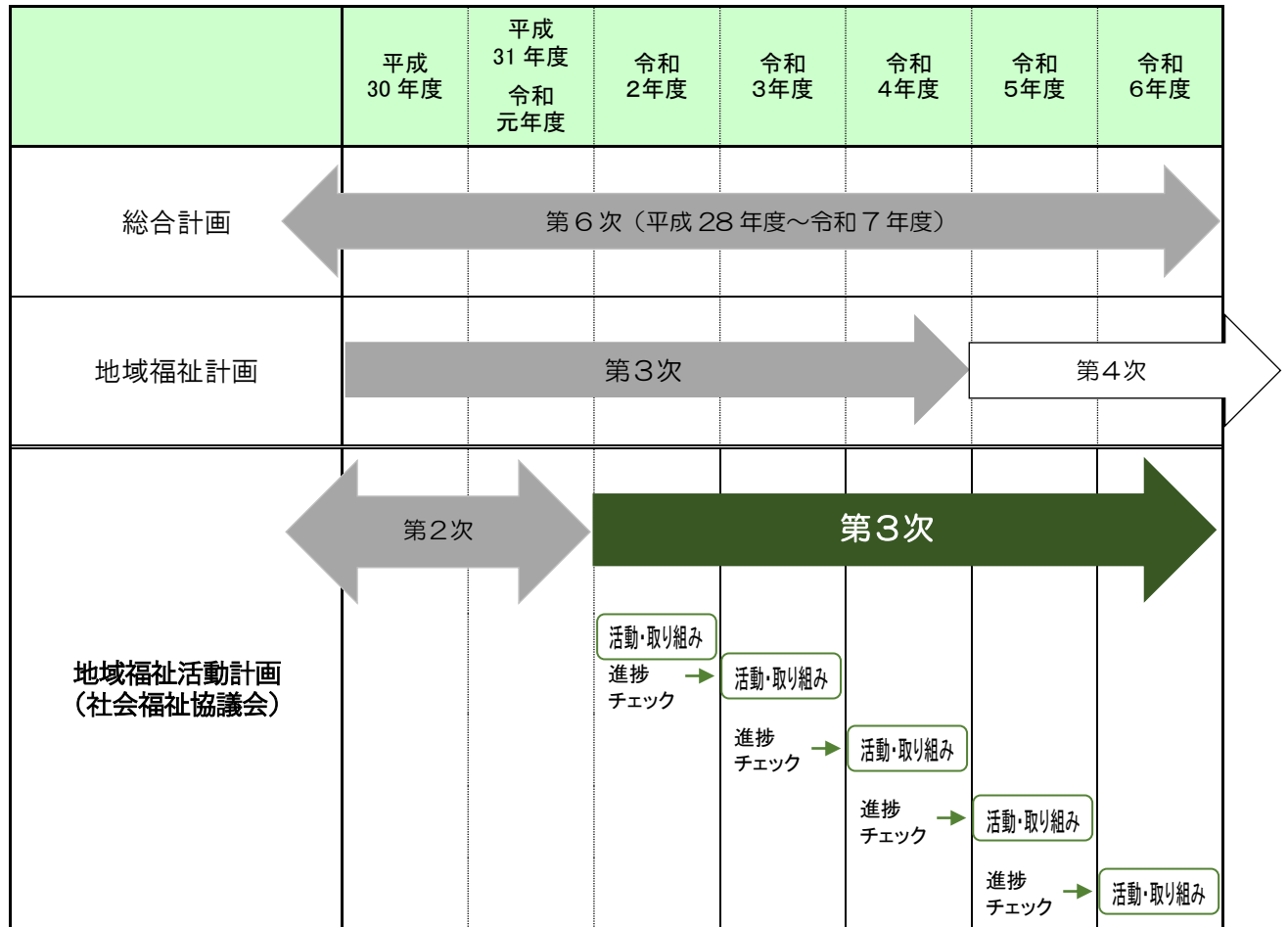
【『地域福祉活動計画』の位置づけ】



6 計画の期間

本計画は、令和2年度を初年度とし、令和6年度までの5年間を計画期間とします。また、本計画は活動計画（実施計画）であるため、年度ごとの実施事項を記載するとともに、毎年度、進捗チェックと次年度の取り組み内容の検討を行い、社会情勢の変化、地域の生活環境の変化等にも対応していきます。

なお、計画期間中であっても法律や制度の改正などにより、計画の見直しが必要となった場合は、適宜見直しを行います。



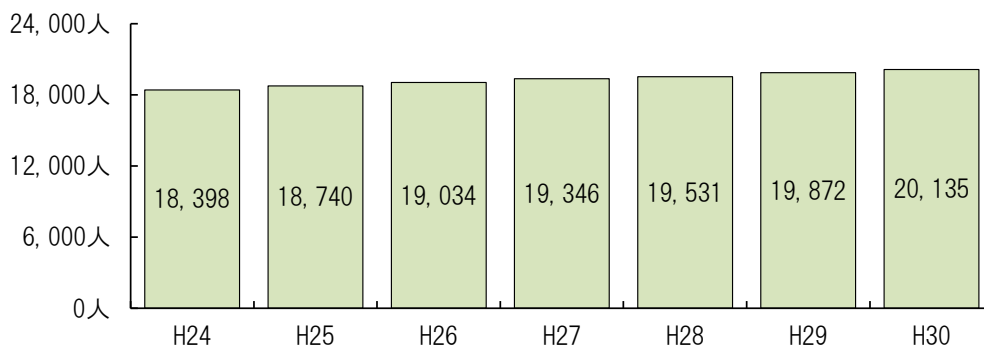
第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

1 統計データからみる昭和町の現状と課題

(1) 人口・世帯

①総人口

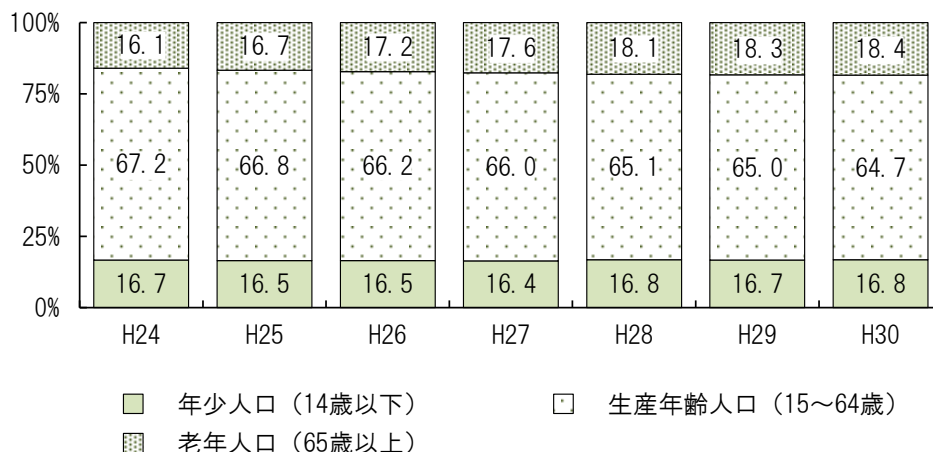
住民基本台帳による平成30年の本町の総人口は、20,135人となっています。平成24年以降、増加傾向で推移しており、平成30年に20,000人を上回りました。全国的に人口減が進行していることを鑑みると、本町は数少ない人口増加自治体となっています。（総務省によれば、平成28年以降、3年連続人口増加の自治体は全国で176箇所あり、山梨県下では本町以外に甲斐市と忍野村が該当します。）



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

②年齢3区分別人口割合

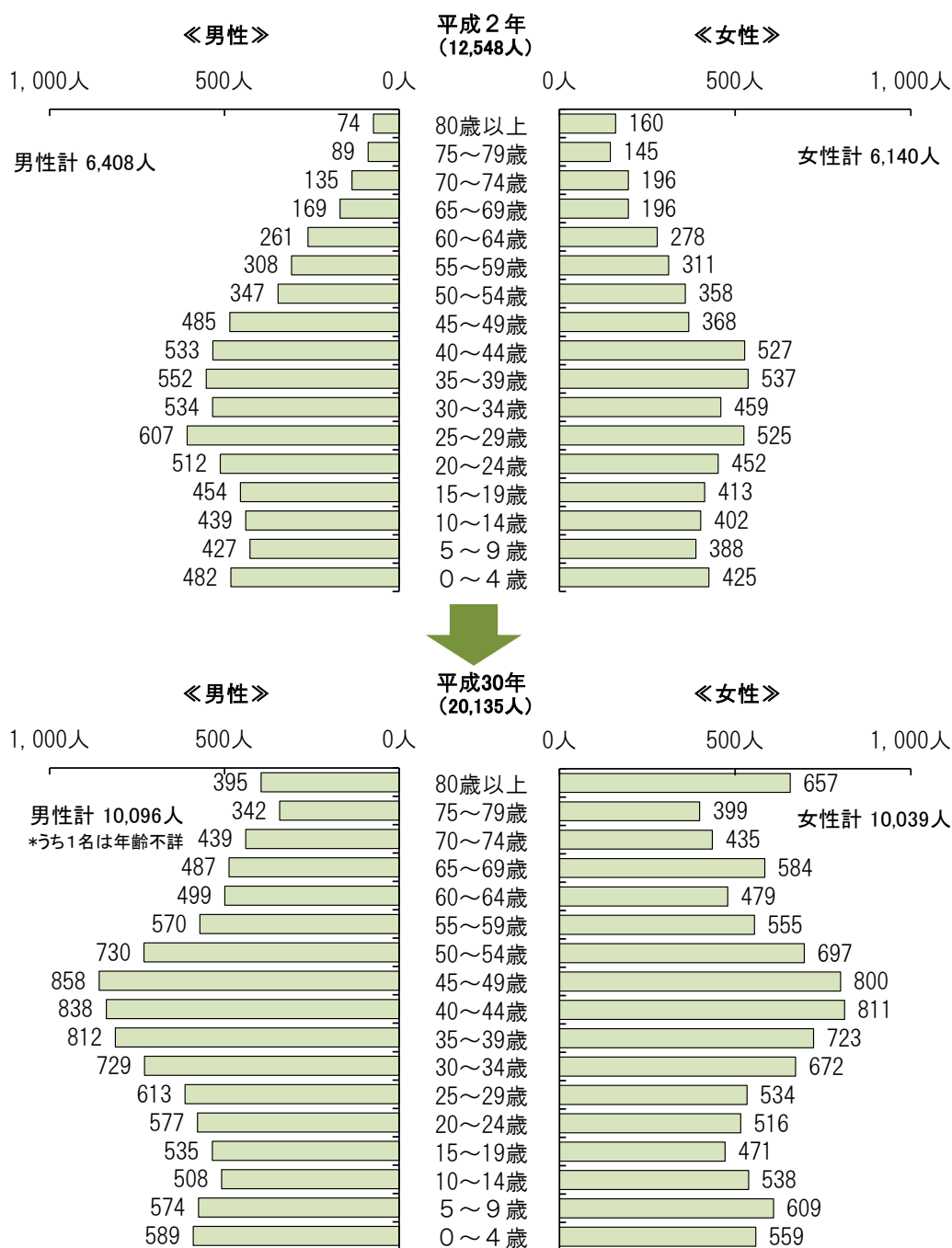
平成30年の総人口を年齢3区分別にみると、生産年齢人口（15～64歳）が64.7%と大半を占め、老年人口（65歳以上）が18.4%、年少人口（14歳以下）が16.8%となっています。平成24年以降、生産年齢人口（15～64歳）は微減傾向、老年人口（65歳以上）は微増傾向、年少人口（14歳以下）は横ばい傾向となっています。全国的な人口減の主な原因の1つとして挙げられる少子高齢化は、本町ではそれほど進行していないといえます。



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

③人口ピラミッド

平成2年と平成30年の人口を男女別・年齢別に比較すると、平成2年は若年層や中年層が多く、高齢者が200人未満と少なくなっている一方で、平成30年は30～54歳が700～800人前後と多く、その前後の世代では400～600人前後とやや少なくなっています。また、年齢別にみると、すべての年齢で人口が増加していることがわかります。



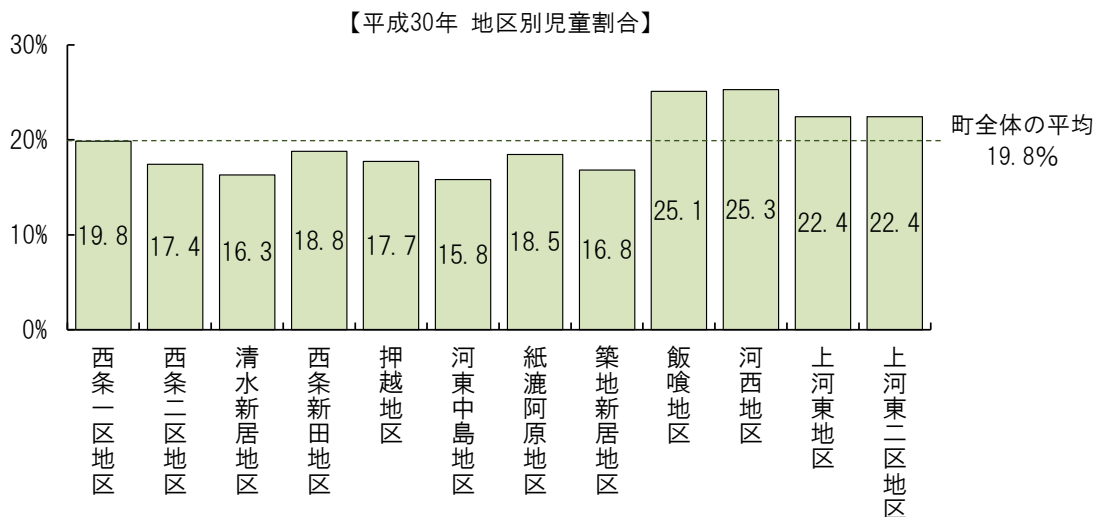
資料：国勢調査（平成2年10月1日現在）
住民基本台帳（平成30年10月1日現在）

④地区別児童割合

地区による人口の差異はあるものの、平成30年の地区別児童割合は、15.8～25.3%となっています。最も児童割合が高いのは河西地区で25.3%、次いで飯喰地区で25.1%、上河東地区・上河東二区地区で22.4%などとなっています。最も児童割合が低いのは河東中島地区です。平成25年と比較すると児童割合が増加している地区は6地区で、特に飯喰地区では6.1ポイントも上昇しています。一方、児童割合が最も減少した地区は西条新田地区で、3.5ポイント減少しています。

児童割合 (18歳未満)	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H30-H25
西条一区地区	428人 21.5%	443人 21.8%	443人 21.7%	443人 21.3%	443人 20.3%	441人 19.8%	13人 -1.7ポイント
西条二区地区	573人 17.8%	571人 17.5%	579人 17.5%	595人 17.7%	594人 17.6%	582人 17.4%	9人 -0.4ポイント
清水新居地区	253人 15.6%	257人 15.6%	254人 15.6%	289人 17.1%	289人 16.2%	295人 16.3%	42人 0.7ポイント
西条新田地区	330人 22.3%	322人 21.8%	298人 20.7%	286人 20.0%	277人 19.1%	281人 18.8%	-49人 -3.5ポイント
押越地区	252人 18.2%	264人 18.4%	269人 18.6%	277人 18.7%	270人 18.7%	249人 17.7%	-3人 -0.4ポイント
河東中島地区	155人 15.4%	150人 15.1%	146人 15.0%	155人 15.7%	151人 15.4%	154人 15.8%	-1人 0.4ポイント
紙漉阿原地区	276人 18.6%	258人 17.7%	259人 18.0%	260人 18.0%	273人 18.3%	286人 18.5%	10人 -0.2ポイント
築地新居地区	195人 16.3%	186人 15.8%	197人 16.6%	198人 17.0%	196人 16.8%	199人 16.8%	4人 0.5ポイント
飯喰地区	133人 19.0%	160人 20.4%	208人 21.4%	222人 22.0%	244人 22.2%	260人 25.1%	127人 6.1ポイント
河西地区	659人 25.1%	668人 24.6%	703人 24.6%	710人 24.6%	775人 25.4%	800人 25.3%	141人 0.2ポイント
上河東地区	219人 20.7%	237人 21.4%	235人 21.5%	245人 22.6%	225人 22.6%	250人 22.4%	31人 1.7ポイント
上河東二区地区	241人 24.6%	234人 24.5%	223人 23.5%	223人 24.3%	197人 23.0%	190人 22.4%	-51人 -2.2ポイント

資料：住民基本台帳（上段：人数 / 下段：割合 各年10月1日現在）



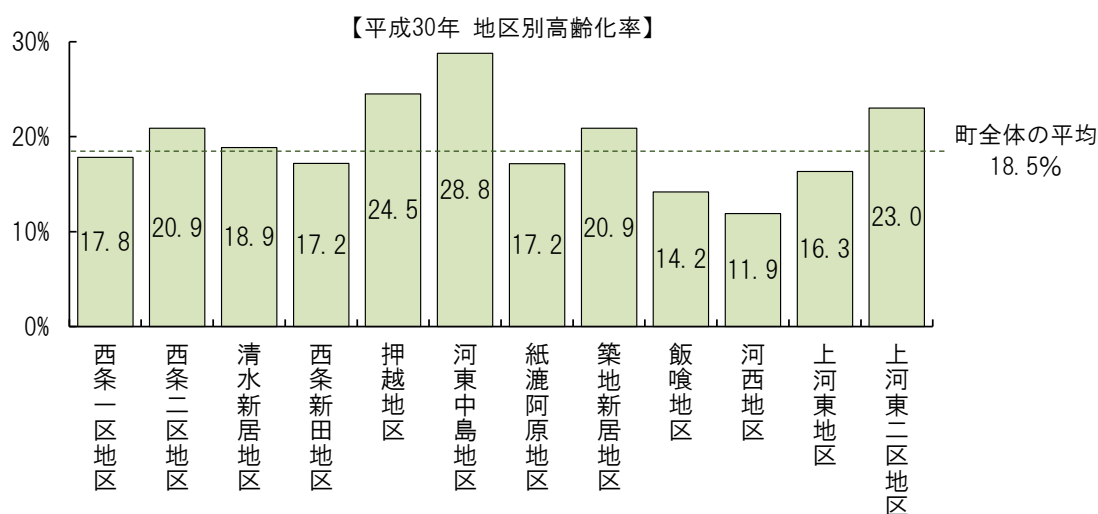
資料：住民基本台帳（平成30年10月1日現在）

⑤地区別高齢化率

地区による人口の差異はあるものの、平成30年の地区別高齢化率は、11.9～28.8%となっています。最も高齢化率が高いのは河東中島地区で28.8%、次いで押越地区で24.5%、上河東二区地区で23.0%などとなっています。最も高齢化率が低いのは河西地区です。平成25年と比べると、前述の児童割合と異なり、大半の地区で高齢化率は増加しており、特に上河東二区地区と河東中島地区においては5ポイント以上の増加となっています。一方、児童割合が特に増加している飯喰地区は約3ポイント減少しています。

高齢化率 (65歳以上)	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H30-H25
西条一区地区	298人 15.0%	323人 15.9%	337人 16.5%	358人 17.2%	382人 17.5%	396人 17.8%	98人 2.8ポイント
西条二区地区	629人 19.6%	653人 20.0%	672人 20.3%	687人 20.4%	695人 20.6%	697人 20.9%	68人 1.3ポイント
清水新居地区	283人 17.4%	299人 18.2%	308人 18.9%	323人 19.1%	332人 18.6%	341人 18.9%	58人 1.4ポイント
西条新田地区	330人 14.0%	322人 15.2%	298人 16.0%	286人 17.0%	277人 17.2%	281人 17.2%	-49人 3.2ポイント
押越地区	291人 21.0%	303人 21.1%	317人 21.9%	333人 22.5%	342人 23.7%	344人 24.5%	53人 3.5ポイント
河東中島地区	237人 23.6%	248人 25.0%	253人 25.9%	263人 26.7%	268人 27.4%	280人 28.8%	43人 5.2ポイント
紙漉阿原地区	217人 14.7%	227人 15.6%	230人 16.0%	236人 16.4%	251人 16.9%	266人 17.2%	49人 2.5ポイント
築地新居地区	229人 19.2%	235人 19.9%	239人 20.1%	239人 20.6%	244人 20.9%	247人 20.9%	18人 1.7ポイント
飯喰地区	120人 17.1%	129人 16.4%	138人 14.2%	139人 13.7%	144人 13.1%	147人 14.2%	27人 -2.9ポイント
河西地区	296人 11.3%	300人 11.1%	322人 11.3%	342人 11.9%	351人 11.5%	377人 11.9%	81人 0.7ポイント
上河東地区	171人 16.2%	173人 15.6%	181人 16.6%	184人 17.0%	182人 18.3%	182人 16.3%	11人 0.1ポイント
上河東二区地区	157人 16.1%	166人 17.3%	173人 18.2%	179人 19.5%	189人 22.0%	195人 23.0%	38人 7.0ポイント

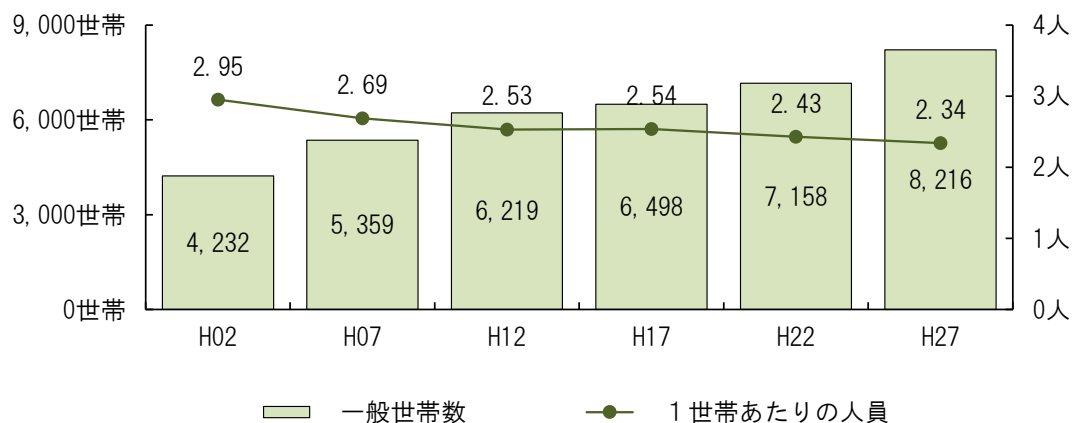
資料：住民基本台帳（上段：人数 / 下段：割合 各年10月1日現在）



資料：住民基本台帳（平成30年10月1日現在）

⑥一般世帯数・1世帯あたりの人員

平成27年の一般世帯数は8,216世帯、1世帯あたりの人員は2.34人となっています。平成2年以降、一般世帯数は増加しており、平成2年からの25年間で約4,000世帯増加しています。その一方で、1世帯あたりの人員は減少傾向にあることから、単身世帯や夫婦のみの世帯の増加が読みとれます。



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

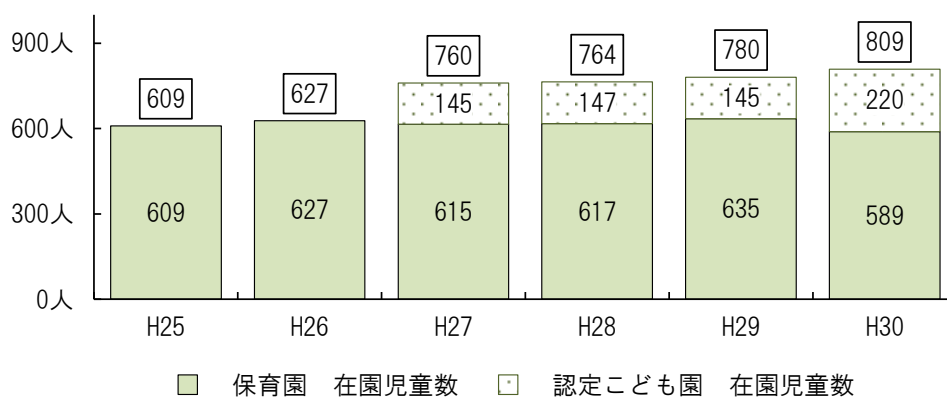
【地域福祉の視点から見る人口・世帯に関する現状と課題】

- ◎本町は近年においても人口増の状態、高齢化は進んでいるものの、少子化の傾向はみられません。転入者 > 転出者の社会増が続いており、転入世帯が多い地域における近隣支援や地域への参加など、地域コミュニティ活動の活性化の方策を検討する必要があります。
- ◎地区別による18歳未満の児童の割合は、最大でも10ポイント未満の差であるのに対し、高齢化率は約2.5倍の差がみられます。
- ◎一般世帯数は人口の伸びを上回る堅調な増加のため、1世帯あたりの人員は減少傾向となっています。背景に単身世帯や夫婦のみの世帯の増加が読みとれ、ニーズにあった福祉サービスの提供が求められます。

(2) 子ども

①保育園・認定こども園

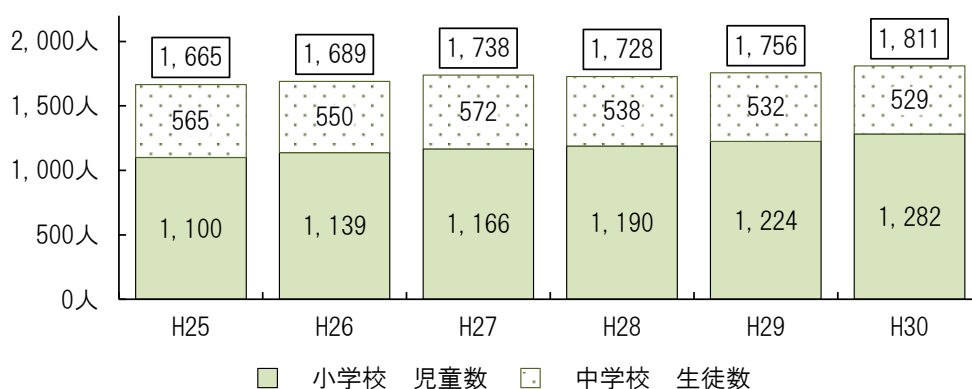
平成30年度の保育園 在園児童数は589人、認定こども園 在園児童数は220人となっています。平成25年度～平成29年度は600人台前半で推移していた保育園 在園児童数ですが、平成30年度は600人を下回っています。一方で、認定こども園 在園児童数は平成30年度に75人増加していることから、保育園または認定こども園に在園している児童は増加しています。



資料：福祉課（各年度3月31日現在）

②小学校・中学校

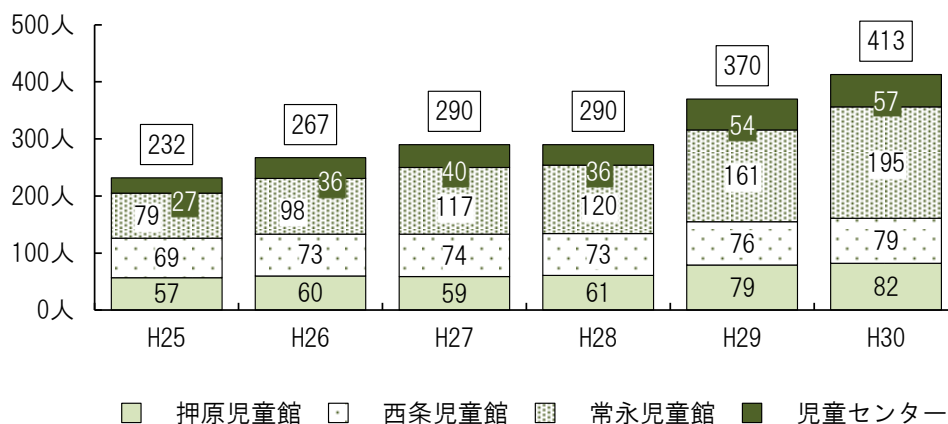
平成30年度の小学校 児童数は1,282人、中学校 生徒数は529人となっています。平成25年度以降、小学校 児童数は増加傾向にあります。一方で、中学校 生徒数は平成27年度をピークに減少に転じています。小学校または中学校に通っている児童・生徒の合計は、微増傾向にあります。



資料：山梨県内の学校・学級・児童生徒数等（各年度5月1日現在）

③放課後児童クラブ

平成 30 年度の放課後児童クラブの利用者数は、413 人となっています。平成 25 年度以降、利用者数は増加傾向にあり、町内 4 施設すべてで利用者数の増加がみられます。中でも、常永児童館の利用者数の増加が大きく、平成 25 年度からの 5 年間で 116 人増加しています。



資料：福祉課（各年度 4 月 1 日現在）

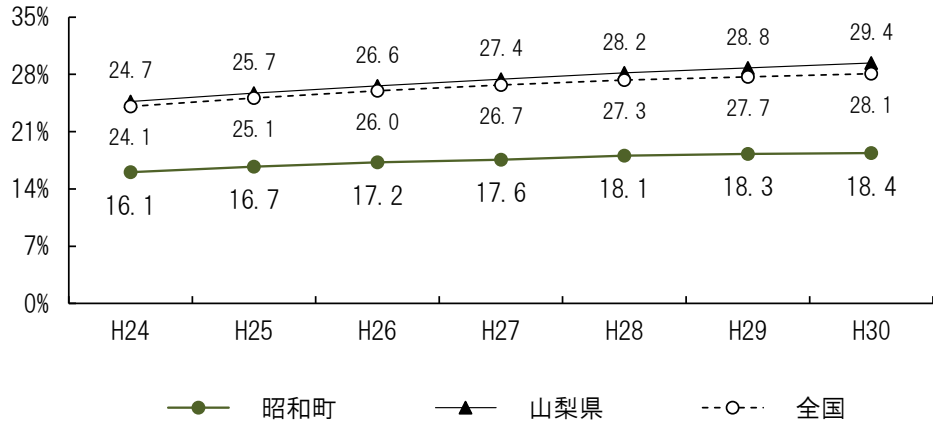
【地域福祉の視点から見る子どもに関する現状と課題】

- ◎子ども子育て新制度によって認定こども園の普及が拡がり、平成 27 年度から認定こども園に移行した保育園が増え、保育園、認定こども園の園児数は増加し続けています。
- ◎中学生の生徒数は平成 27 年度以降やや減少傾向ですが、小学生の児童数は増加し続けており、児童・生徒の総数は微増傾向となっています。地域で子どもたちが安心して学び、遊び、暮らせるよう見守り等のネットワークの強化が必要です。
- ◎放課後児童クラブの利用者は増加しており、特に平成 29 年度には町全体で 80 人増と、今後も利用者の増加が見込まれるため、受入整備を整えていく必要があります。

(3) 高齢者

① 高齢化率

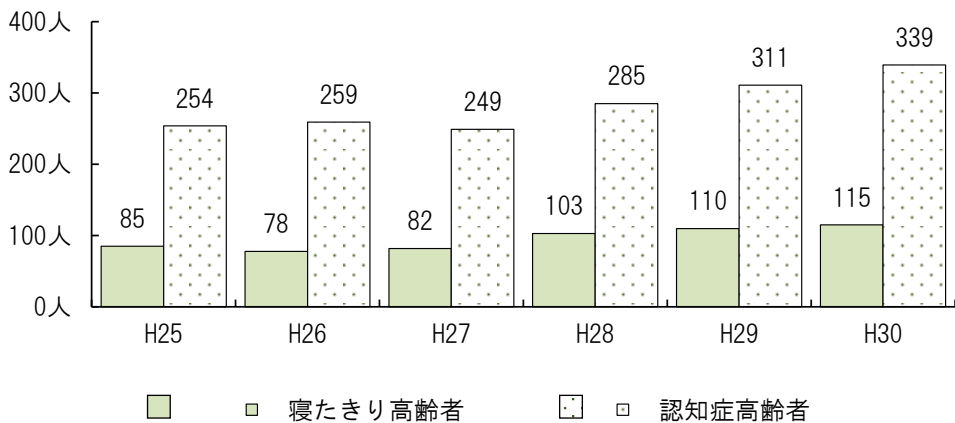
平成 30 年の高齢化率は、18.4%となっています。山梨県や全国と比較すると、約 10 ポイント低くなっています。一方で、平成 24 年以降、山梨県や全国よりはゆるやかではありますが、高齢化率は上昇傾向にあります。



資料：昭和三町 住民基本台帳（各年 10 月 1 日現在）
 山梨県 令和元年度高齢者福祉基礎調査結果概要
 全国 高齢社会白書

② 寝たきり高齢者・認知症高齢者

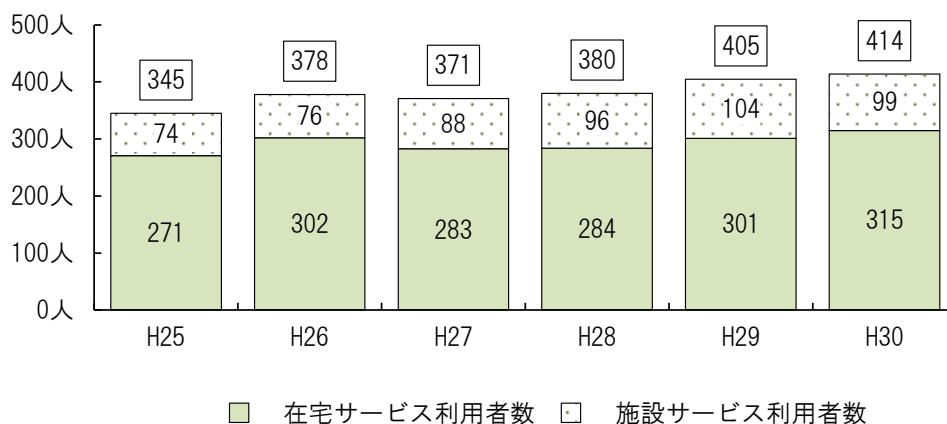
平成 30 年度の寝たきり高齢者は 115 人、認知症高齢者は 339 人となっています。平成 25 年度以降、どちらも増加傾向にあります。特に認知症高齢者の増加が多く、平成 25 年度からの 5 年間で 85 人増加しています。



資料：高齢者福祉基礎調査（各年度 4 月 1 日現在）

③介護保険サービス利用者

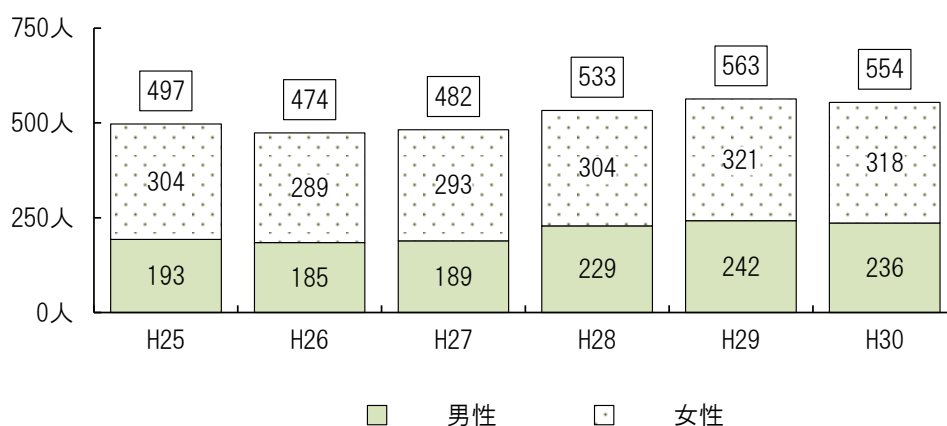
平成 30 年度の介護保険サービス利用者は、在宅サービス利用者 315 人、施設サービス利用者 99 人の合計 414 人となっています。平成 25 年度以降、介護保険サービス利用者は在宅サービス利用者、施設サービス利用者ともに増加傾向にあります。



資料：福祉行政基礎調査

④昭和町いきがいクラブ連合会 会員数

平成 30 年度の昭和町いきがいクラブ連合会 会員数は、男性 236 人、女性 318 人の合計 554 人となっています。平成 27 年度以降、男女ともに増加傾向でしたが、平成 30 年度は減少に転じています。



資料：昭和町社会福祉協議会 いきがいクラブ連合会（各年度 3 月末現在）

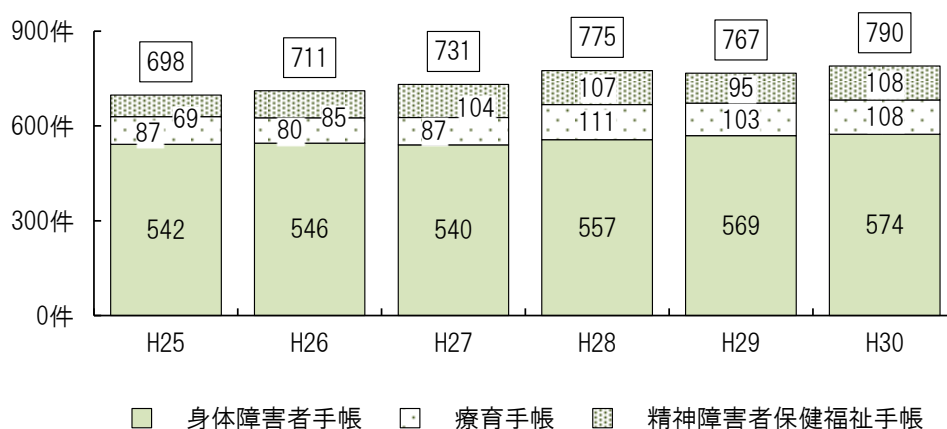
【地域福祉の視点から見る高齢者に関する現状と課題】

- ◎国や県よりも約 10 ポイント低い高齢化率で推移していますが、本町においても着実に高齢化は進行しています。
- ◎寝たきり高齢者や認知症高齢者も増加しており、介護保険サービス利用者も在宅サービスを中心に増加傾向で、今後もこの傾向は続くと見込まれるため、多様なサービスをきめ細かく提供できる体制を整えていく必要があります。
- ◎近年の昭和町いきがいクラブ連合会の会員数は増加傾向で、地域活動等でも活躍できる人材が増えることやネットワークが構築されていくことが期待できます。

(4) 障がいのある方

①障害者手帳交付状況

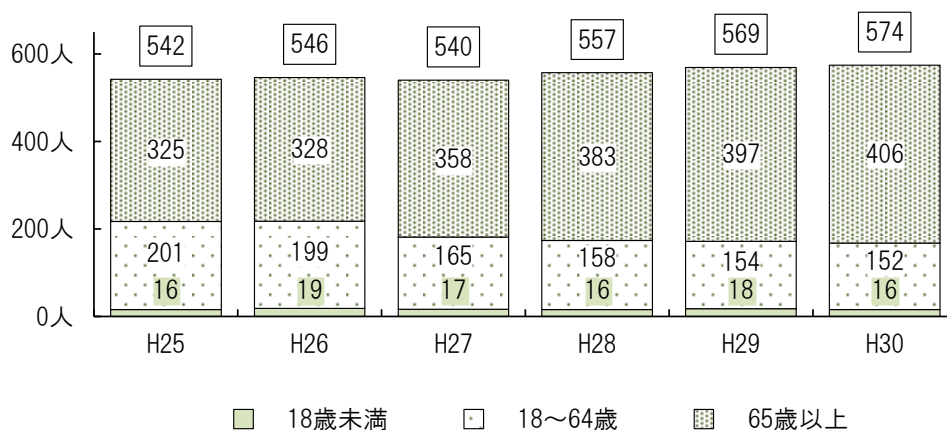
平成 30 年度の障害者手帳交付件数は、身体障害者手帳 574 件、療育手帳・精神障害者保健福祉手帳がそれぞれ 108 件の合計 790 件となっています。身体障害者手帳が突出して多く、全体の 7 割以上を占めています。平成 25 年度以降、すべての種類で増加傾向にあります。特に精神障害者保健福祉手帳の増加が多く、平成 25 年度からの 5 年間で 50 件増加しています。



資料：町民窓口課・福祉課（各年度 3 月 31 日現在）

②身体障がいのある方

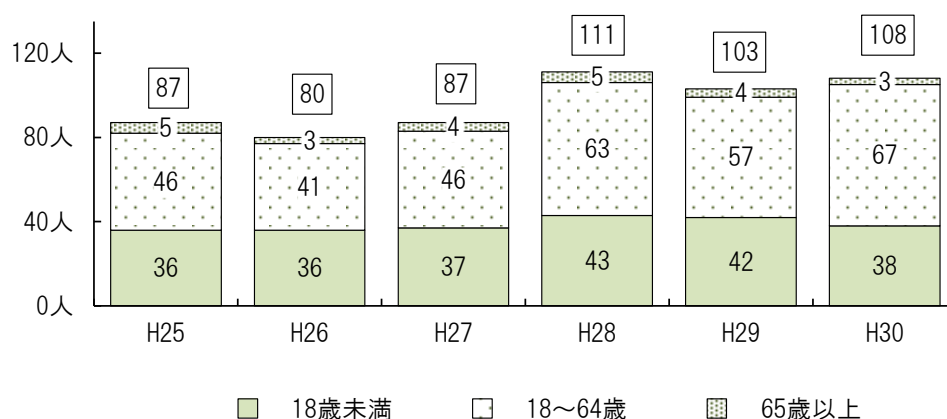
平成 30 年度の身体障がいのある方を年齢別にみると、18 歳未満が 16 人、18～64 歳が 152 人、65 歳以上が 406 人となっており、全体の約 7 割を 65 歳以上の高齢者が占めています。平成 25 年度以降、18 歳未満は横ばい傾向、18～64 歳は減少傾向、65 歳以上は増加傾向にあります。



資料：福祉課（各年度 3 月 31 日現在）

③知的障がいのある方

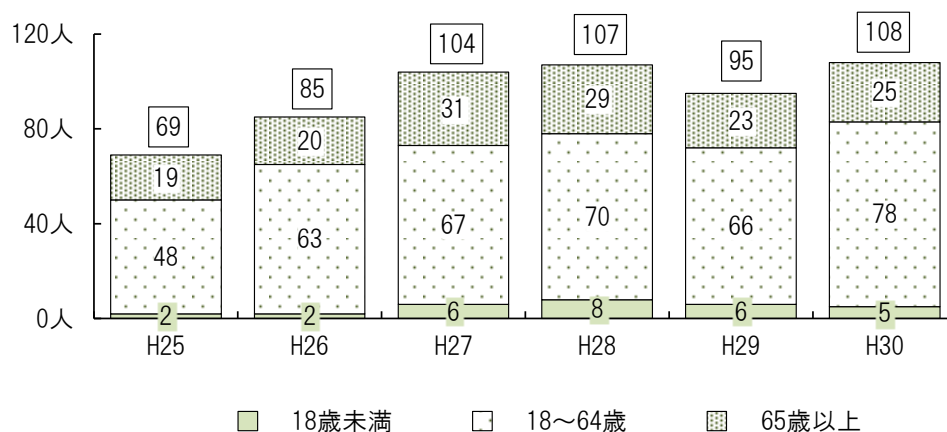
平成 30 年度の知的障がいのある方を年齢別にみると、18 歳未満が 38 人、18～64 歳が 67 人、65 歳以上が 3 人となっており、全体の約 6 割を 18～64 歳が占めています。平成 25 年度以降、人数の増減はあるものの、18 歳未満は横ばい～微増傾向、18～64 歳は増加傾向、65 歳以上は横ばい傾向となっています。



資料：福祉課（各年度 3 月 31 日現在）

④精神障がいのある方

平成 30 年度の精神障がいのある方を年齢別にみると、18 歳未満が 5 人、18～64 歳が 78 人、65 歳以上が 25 人となっており、全体の約 7 割を 18～64 歳が占めています。平成 25 年度以降、平成 27 年度まではすべての年齢で増加傾向にありましたが、その後は増減を繰り返しています。



資料：福祉課（各年度 3 月 31 日現在）

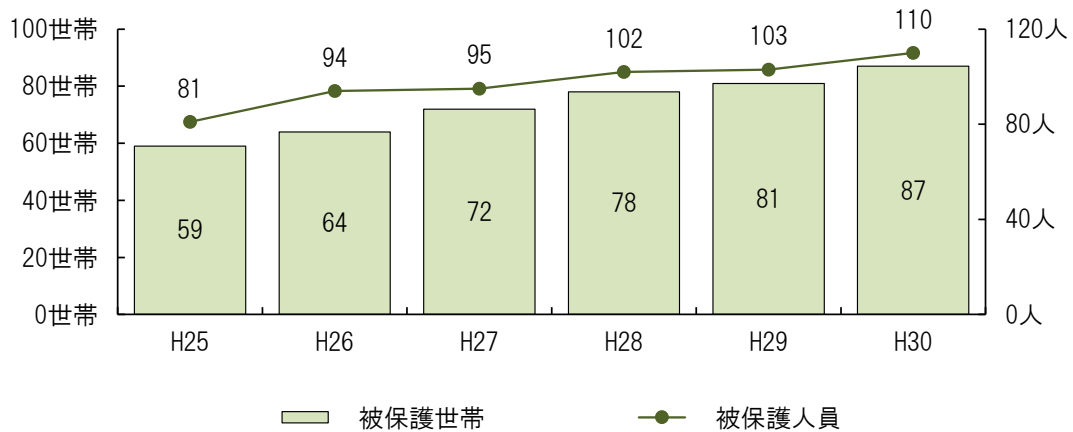
【地域福祉の視点から見る障がいのある方に関する現状と課題】

◎障がい種別で増減の差はあるものの、いずれの障がいにおいても手帳所持者数は増加傾向にあります。また、障がい種別によって、年齢層の特徴もみられます。障がい特性を反映し、ライフステージの成長によっても切れ目のない障害福祉サービスを提供していく必要があります。

(5) その他支援を必要とする方

①生活保護

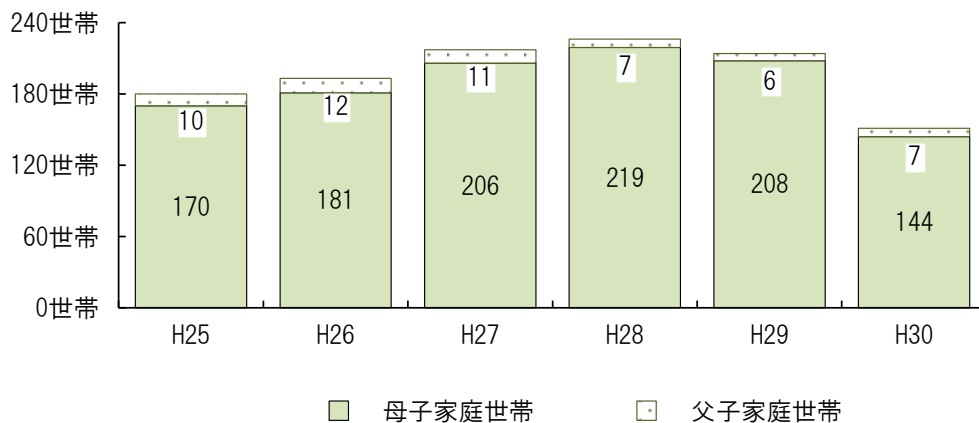
平成 30 年度の被保護世帯は 87 世帯、被保護人員は 110 人となっています。平成 25 年度以降、被保護世帯、被保護人員ともに増加傾向にあります。



資料：福祉課（各年度 3 月 31 日現在）

②ひとり親家庭

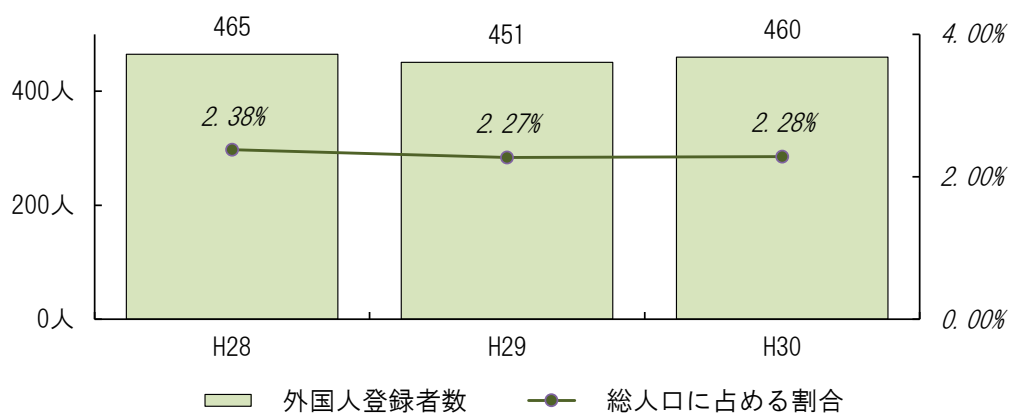
平成 30 年度のひとり親家庭は、母子家庭世帯が 144 世帯、父子家庭世帯が 7 世帯となっています。母子家庭世帯は平成 25 年度～平成 28 年度に増加傾向にあったものの、平成 29 年度以降は減少傾向に転じ、平成 30 年度に大きく減少しています。父子家庭世帯は、10 世帯前後で推移しています。



資料：ひとり親世帯家庭医療費受給対象者数、父子家庭食事サービス利用世帯

③外国人登録者数

平成 30 年の町内に在住する外国人は 460 人で、この 3 か年では大きな増減はみられません。総人口に占める割合も概ね 2.3%前後で推移しています。



資料：住民基本台帳（各年 10 月 1 日現在）

【地域福祉の視点から見るその他支援を必要とする方に関する現状と課題】

◎地域には、様々な視点から支援を必要とする人々が居住しており、それぞれどのような悩みや困りごとが発生しているのか把握し、ニーズに沿ったきめ細かな支援を実施していく必要があります。

2 アンケート結果からみる昭和町の現状と課題

(1) 調査概要

調査設計

調査対象：各地区の組長

調査期間：令和元年 10 月 11 日～令和元年 12 月 13 日

調査方法：自治会長を通じて直接配布・直接回収

回収状況

配布数	回収数	有効回収数	有効回収率
446 人	291 件	291 件	65.2%

・結果は百分率で表示し、数表・グラフの百分率は小数第2位を四捨五入しているため、個々の比率の合計と全体を示す数値とが一致しないことがあります。また、複数回答可の設問は、すべての比率を合計すると 100.0%を超えることがあります。

・グラフ中の「N(Number of case の略)」は基数で、その質問に回答すべき人数を表しています。

(2) 調査結果

基本属性

【性別】

調査数	男性	女性	無回答
291	229	60	2
100.0	78.7	20.6	0.7

【年齢層】

(上段:人数 下段:%)

調査数	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上
291	0	24	53	65	79	60	10
100.0	0.0	8.2	18.2	22.3	27.1	20.6	3.4

【居住地区】

調査数	西条一区	西条二区	清水新居	西条新田	押越	河東中島	紙漉阿原	築地新居	飯喰	河西	上河東	上河東二区
291	25	57	23	16	28	23	20	22	16	30	10	21
100.0	8.6	19.6	7.9	5.5	9.6	7.9	6.9	7.6	5.5	10.3	3.4	7.2

【家族構成】

調査数	ひとり暮らし	夫婦のみの世帯	2世代世帯(親と子)	3世代世帯	その他
291	11	93	165	19	3
100.0	3.8	32.0	56.7	6.5	1.0

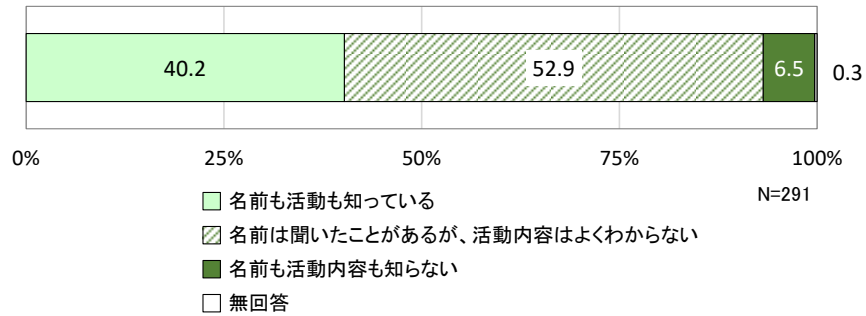
【家族構成】

調査数	5年未満	5年以上10年未満	10年未満20年未満	20年未満30年未満	30年以上	無回答
291	15	35	50	48	142	1
100.0	5.2	12.0	17.2	16.5	48.8	0.3

社会福祉協議会について

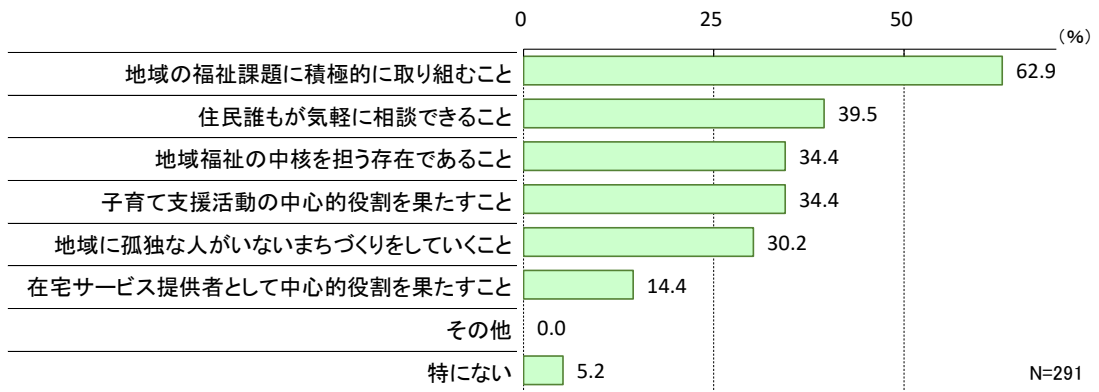
●昭和町社会福祉協議会の認知状況（〇は1つ）

昭和町社会福祉協議会の認知度は、「名前は聞いたことがあるが、活動内容はよくわからない」が52.9%で過半数を占めて最も多く、次いで「名前も活動内容も知っている」が40.2%となっています。一方、「名前も活動内容も知らない」は6.5%で、1割を下回っています。



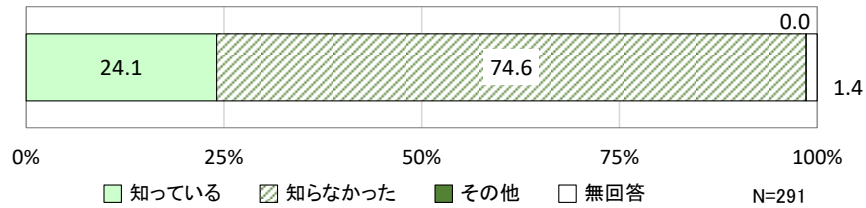
●社会福祉協議会に期待すること（〇は3つまで）

社会福祉協議会に期待することは、「地域の福祉課題に積極的に取り組むこと」が62.9%と、他の項目よりも20ポイント以上の差があり、非常に多くなっています。次いで、「住民誰もが気軽に相談できること」が39.5%、「地域福祉の中核を担う存在であること」と「子育て支援活動の中心的役割を果たすこと」がともに34.4%、「地域に孤独な人がいないまちづくりをしていくこと」が30.2%と、これら4項目はすべて3割台で拮抗しています。



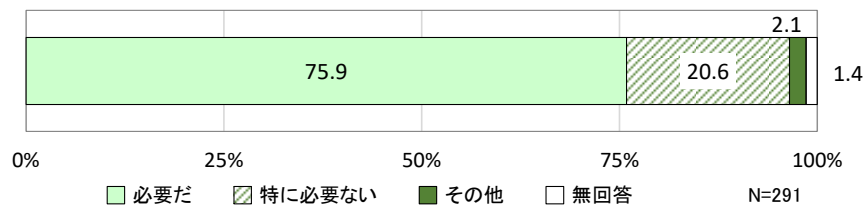
●社会福祉協議会が災害ボランティアセンターを設置運営することの認知状況(〇は1つ)

社会福祉協議会が災害ボランティアセンターを設置運営することに関しては、「知っている」の24.1%に対して「知らなかった」は74.6%と、概ね1：3の割合となっています。



●昭和町におけるボランティアセンターの必要性(〇は1つ)

災害時に限らず、ボランティアの連絡調整・活動支援を行うボランティアセンターの町内における必要性に関しては、「必要だ」が75.9%と、4人に3人以上を占めています。



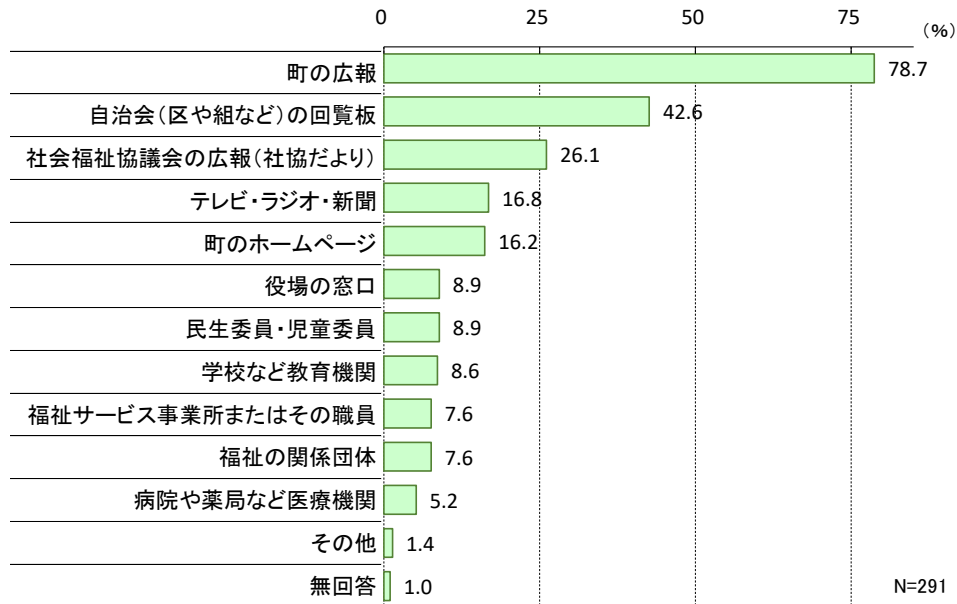
【社会福祉協議会に関するアンケート結果から見る現状と課題】

◎社会福祉協議会という名称は知っているも、担っている役割や行っている活動までは十分認知されておらず、身近な存在とまではなっていませんが、住民のボランティア活動のコーディネータ的な役割をはじめ、地域の福祉課題に対して積極的に取り組むことが期待されています。

地域福祉について

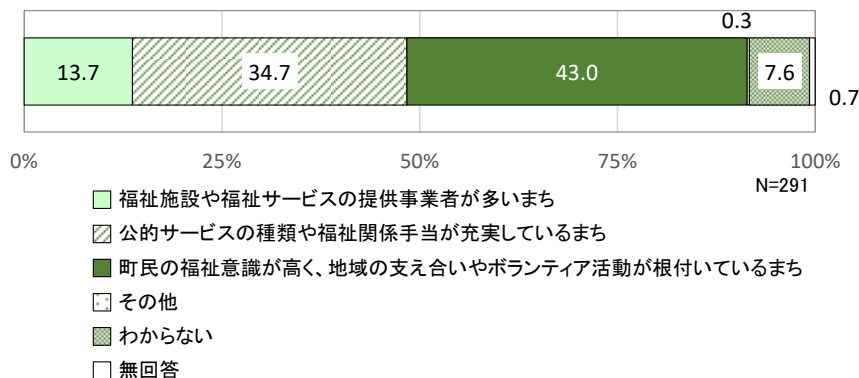
●福祉に関する情報の入手方法（〇はいくつでも）

福祉に関する情報の入手方法は「町の広報」が78.7%と、他の項目よりも35ポイント以上の差が見られ、圧倒的に多くなっています。次いで「自治会（区や組など）の回覧板」が42.6%、「社会福祉協議会の広報（社協だより）」が26.1%で続いており、紙媒体が上位3項目を占めています。



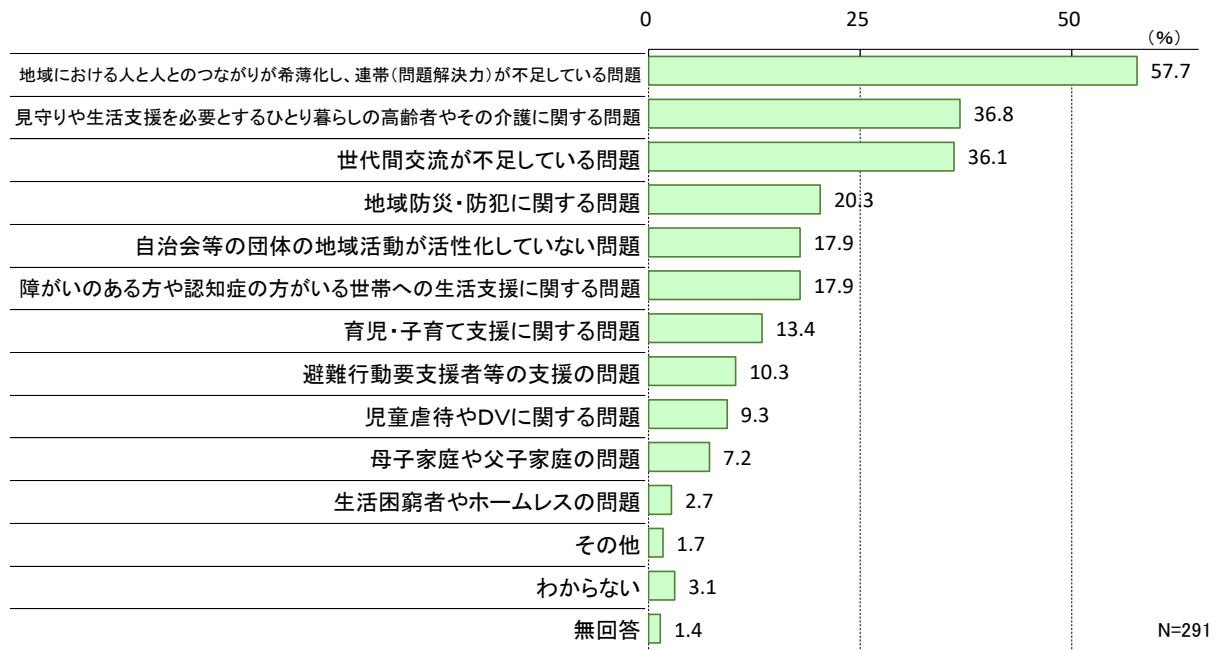
●“福祉の水準が高いまち”とは（〇は1つ）

“福祉の水準が高いまち”（福祉が充実しているまち）のイメージは、「町民の福祉意識が高く、地域の支え合いやボランティア活動が根付いているまち」が43.0%で最も多く、次いで「公的サービスの種類や福祉関係手当が充実しているまち」が34.7%、「福祉施設や福祉サービスの提供事業者が多いまち」が13.7%の順となっています。



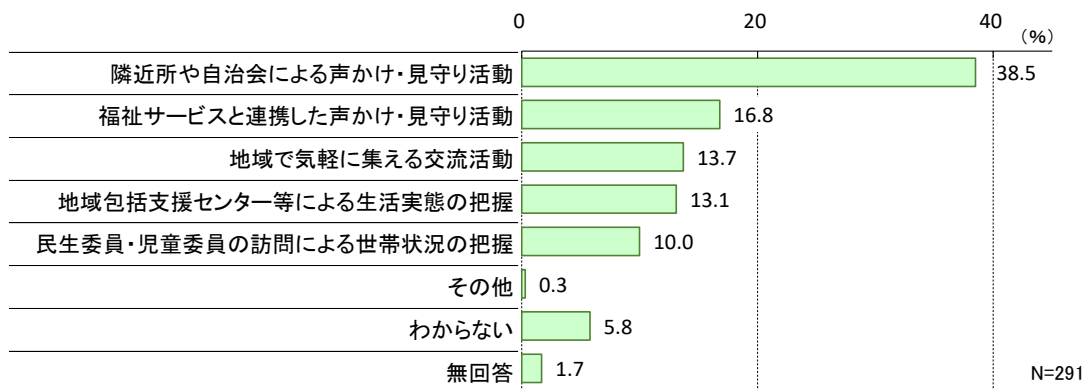
●地域で安心して生活していく上での問題点や課題（〇は3つまで）

地域で安心して生活していく上での問題点や課題は「地域における人と人とのつながりが希薄化し、連帯（問題解決力）が不足している問題」が 57.7%と唯一過半数を占め、他の項目よりも 20 ポイント以上多くなっています。次いで「見守りや生活支援を必要とするひとり暮らしの高齢者やその介護に関する問題」が 36.8%、「世代間交流が不足している問題」が 36.1%の順で、拮抗しています。



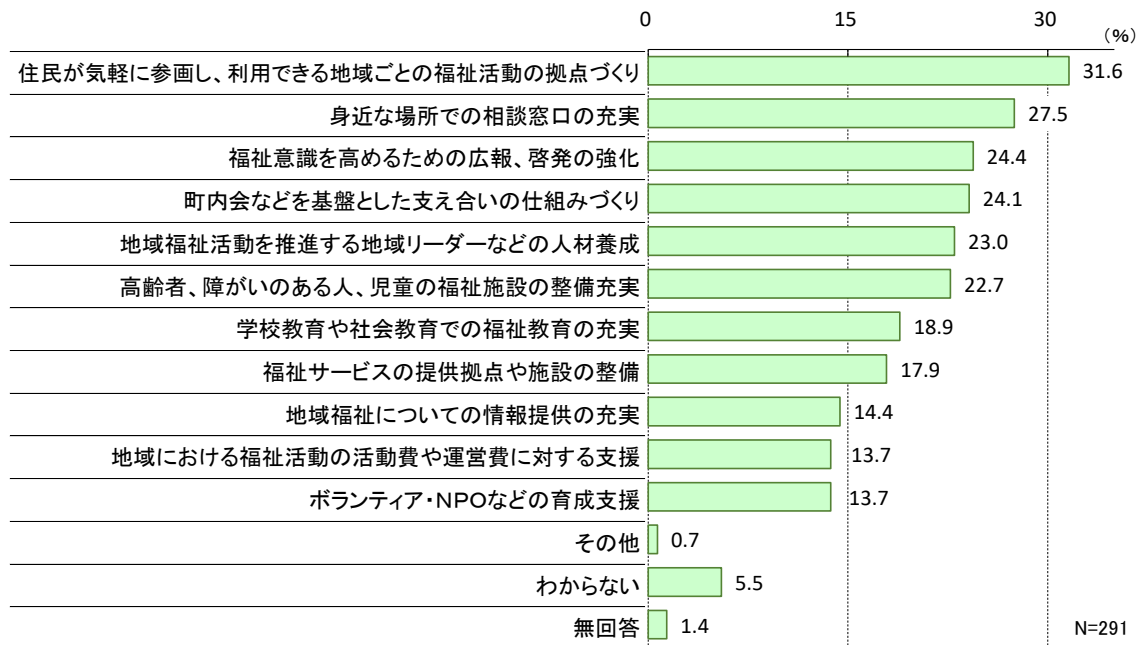
●地域や社会からの孤立を防ぐために有効な取り組み（〇は1つ）

地域や社会からの孤立を防ぐために有効な取り組みは、「隣近所や自治会による声かけ・見守り活動」が 38.5%で、他の選択肢の 2 倍以上の割合となっており、次いで「福祉サービスと連携した声かけ・見守り活動」が 16.8%、「地域で気軽に集える交流活動」が 13.7%、「地域包括支援センター等による生活実態の把握」が 13.1%の順となっています。



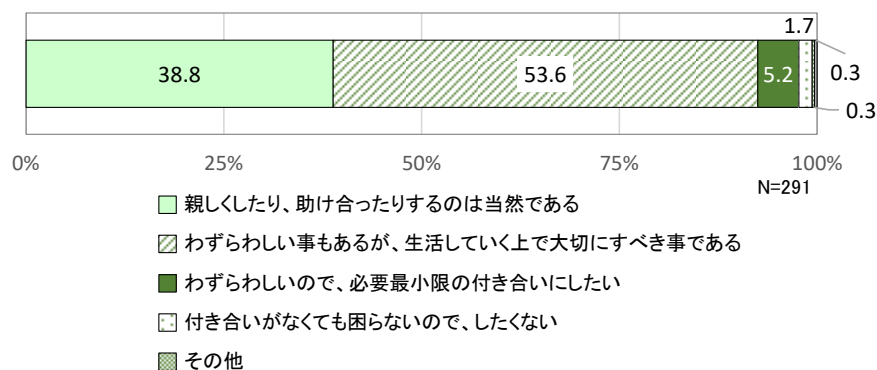
●昭和町の地域福祉を推進するために必要なこと（〇は3つまで）

昭和町の地域福祉を推進するために必要なことは、「住民が気軽に参画し、利用できる地域ごとの福祉活動の拠点づくり」が31.6%と、唯一3割以上を占めています。次いで「身近な場所での相談窓口の充実」が27.5%、「福祉意識を高めるための広報、啓発活動」が24.4%、「町内会などを基盤とした支え合いの仕組みづくり」が24.1%と、2番目から6番目までは拮抗しています。



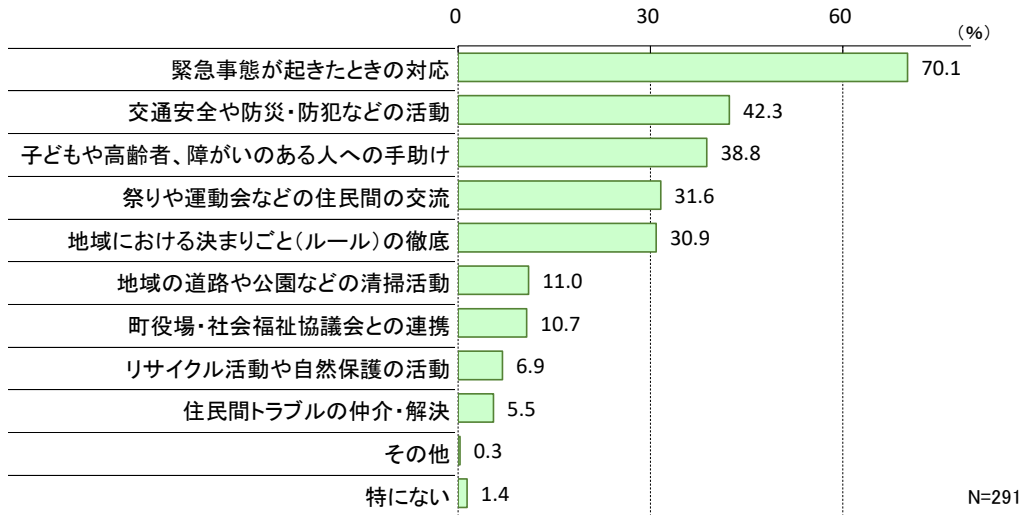
●近所付き合いに対する考え方（〇は1つ）

近所付き合いに関しては、「わずらわしい事もあるが、生活していく上で大切にすべきことである」が53.6%と過半数を占め、次いで「親しくしたり、助け合ったりするのは当然である」が38.8%で続いており、この2項目で9割以上となっています。



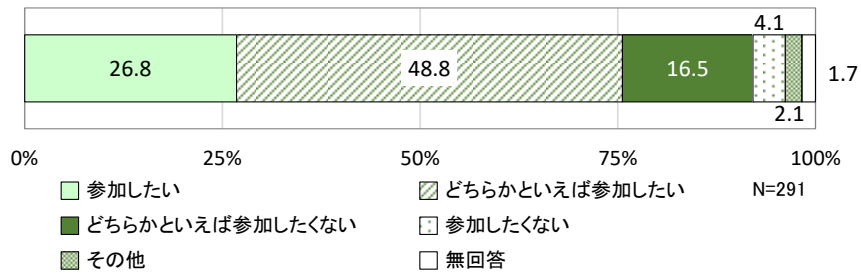
●地域の役割について期待すること（〇は3つまで）

地域の役割について期待することは、「緊急事態が起きたときの対応」が70.1%と、2番目の「交通安全や防災・防犯などの活動」よりも25ポイント以上の差が見られ、圧倒的に多くなっています。



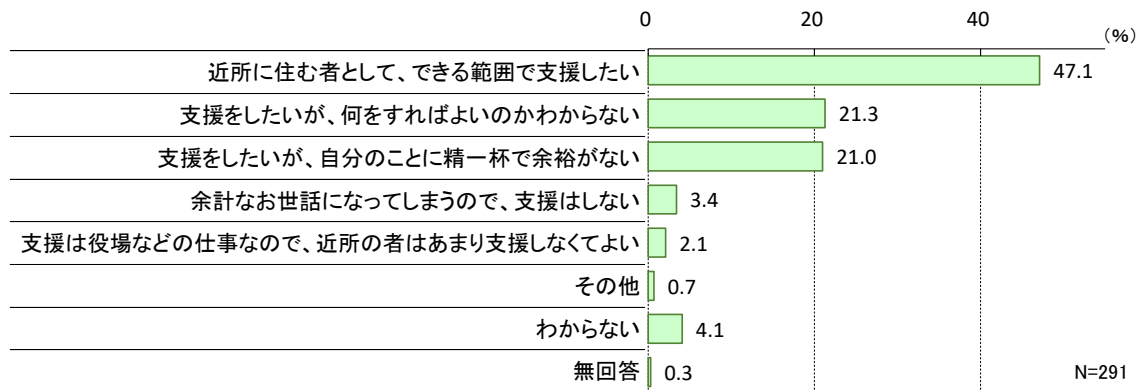
●地域内の活動への参加意向（〇は1つ）

地域内の活動への参加意向は、「どちらかといえば参加したい」が48.8%で、半数近くを占め、次いで「参加したい」が26.8%の順で、“参加したい（参加したい+どちらかといえば参加したい）”は7割を超えています。一方、“参加したくない（どちらかといえば参加したくない+参加したくない）”は約2割となっています。



●近所に住む支援が必要な方への接し方（〇は1つ）

近所に住む支援が必要な方への接し方は、「近所に住むものとして、できる範囲で支援したい」が47.1%と、ほぼ半数を占めています。次いで「支援をしたいが、何をすればよいかわからない」が21.3%、「支援をしたいが、自分のことに精一杯で余裕がない」が21.0%で非常に拮抗しています。



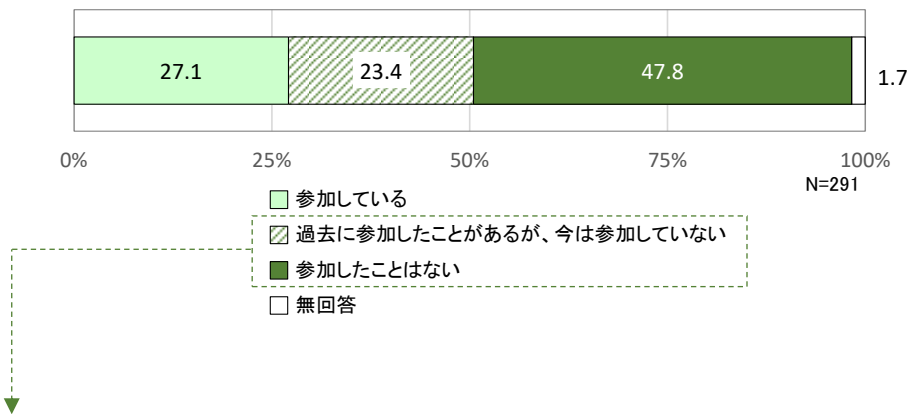
【地域福祉に関するアンケート結果から見る現状と課題】

- ◎インターネットやSNSが広く普及していても、福祉に関する情報の入手媒体は、広報誌や回覧板といった紙媒体が上位を占めており、広報の方法等で工夫していく必要があります。
- ◎近所付き合いや地域の繋がりの大切さは十分認識しているものの、実際に行動するとなると積極的ではない部分もみられます。一方で、災害等の緊急時における地域の役割には期待するところが大きく、そのためには普段からのあいさつや交流活動が非常に重要であり、その関係性を築き上げていく日ごろの環境づくりが必要といえます。

ボランティア活動について

● ボランティア活動への参加実績 (〇は1つ)

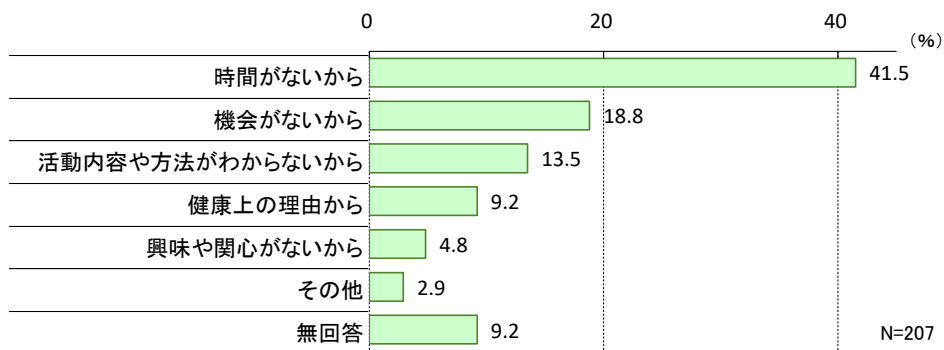
ボランティア活動への参加実績は、「参加したことはない」が47.8%で最も多く、半数近くを占めています。一方、「参加している」が27.1%、「過去に参加したことがあるが、今は参加していない」が23.4%となっており、ボランティア活動をしている、したことがある実績は過半数を超えています。



● 【現在、参加していない人のみ】

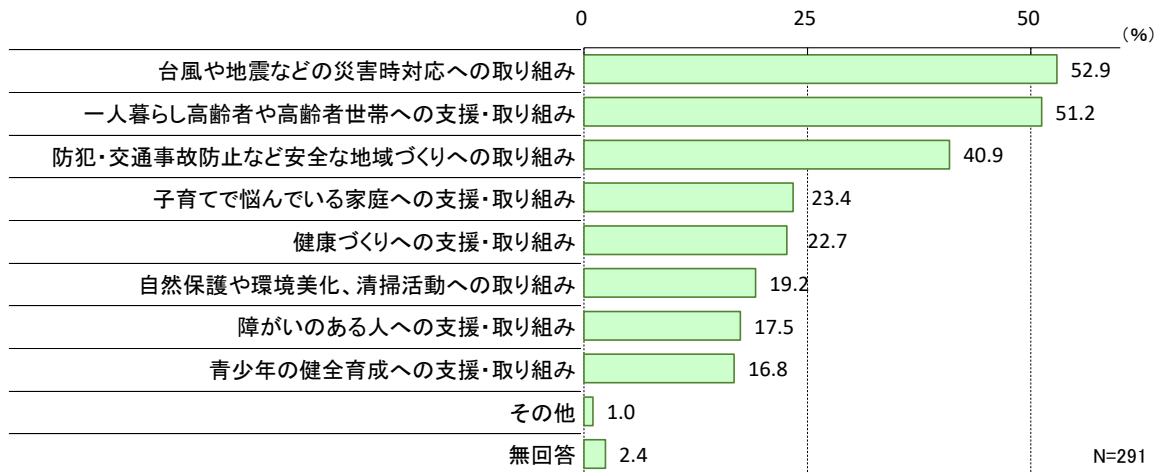
現在、ボランティア活動に参加していない理由 (〇は1つ)

現在、ボランティア活動に参加していない理由は、「時間がないから」が41.5%で、他の項目と30ポイント以上の差がみられ、非常に多くなっています。次いで、「機会がないから」が18.8%、「活動内容がわからない」が13.5%の順となっています。



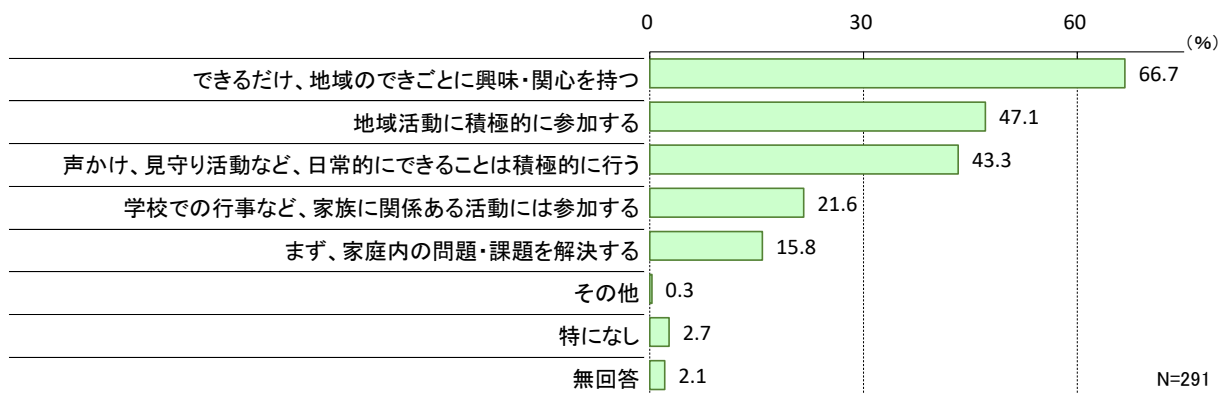
●地域の人たちが協力して取り組んでいくことが必要な問題（〇は3つまで）

地域の人たちが協力して取り組んでいくことが必要な問題は、「台風や地震などの災害対応への取り組み」が52.9%で最も多く、次いで僅差で「一人暮らし高齢者や高齢者世帯への支援・取り組み」が51.2%、「防犯・交通事故防止など安全な地域づくりへの取り組み」が40.9%と続いています。



●いつまでも安心して地域の中で暮らしていくために、自分ができること（〇はいくつでも）

いつまでも安心して地域の中で暮らしていくために、自分ができることは、「できるだけ、地域のできごとに興味・関心を持つ」が66.7%で最も多く、次いで「地域活動に積極的に参加する」が47.1%、「声かけ、見守り活動など、日常的にできることは積極的に行う」が43.3%の順となっています。



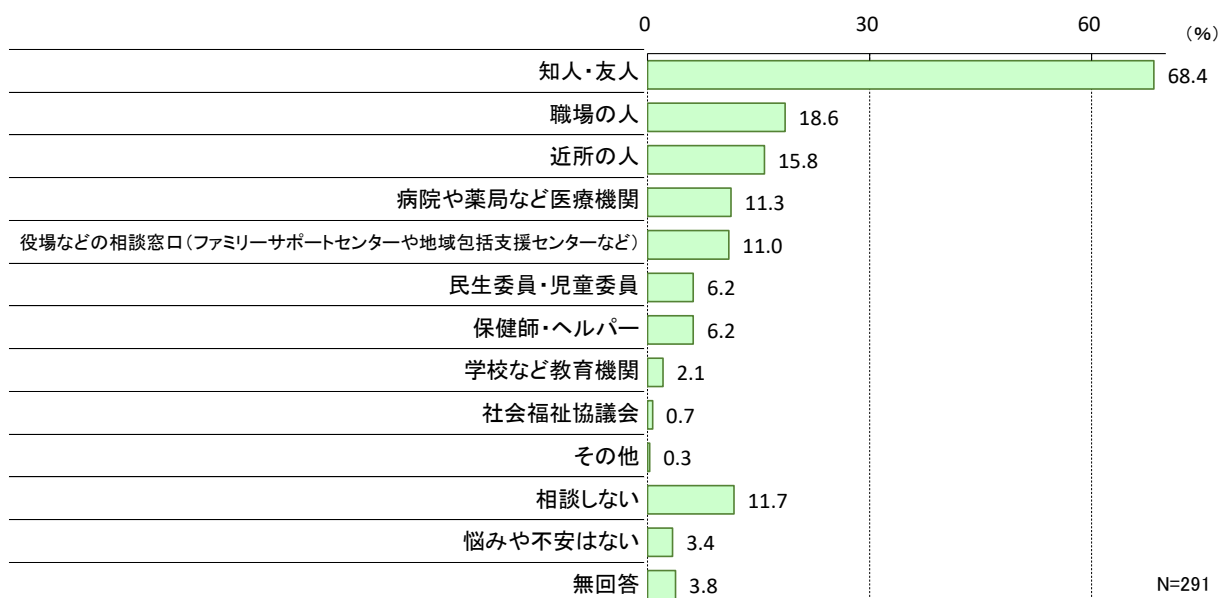
【ボランティア活動に関するアンケート結果から見る現状と課題】

◎現在、ボランティア活動を行っている割合は3割弱ですが、地域の人たちが協力して取り組んでいくことの意識や地域活動等に関心がある人も多く、活動機会や方法等を提供すれば、3割を上回る可能性は十分あります。

悩みごとや困りごとについて

●悩みや不安についての相談先（家族や親族以外）（〇は3つまで）

家族や親族以外の悩みや不安についての相談先は「知人・友人」が68.4%と、他の項目よりも約50ポイントの差があり、圧倒的に多くなっています。次いで、「職場の人」が18.6%、「近所の人」が15.8%の順となっています。一方、「相談しない」も11.7%と、1割以上を占めています。



【悩みごとや困りごとに関するアンケート結果から見る現状と課題】

◎悩みごとや困りごとについて身近な人に相談することは、しごく当たり前のことですが、内容によっては公的機関や専門機関に相談した方が良い場合もあります。そういった意味でも社会福祉協議会も身近な相談先となるよう努めていく必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

「昭和町 第3次地域福祉計画」では、町の総合計画における保健福祉分野の基本方針や方向性を踏まえた“みんなで支えあい、安心して、いきいきと暮らせる昭和町”を基本理念に掲げています。本計画は、町の地域福祉計画と両輪の位置づけであるため、地域福祉計画の基本理念と整合性をとりつつ、なおかつ、昭和町ので地域福祉を実行するための住民の活動・行動のあり方を定めた活動計画という性格を踏まえ、より具体的に“みんなで支えあい、安心して、いきいきと暮らしていくために、心をつなぐ福祉の輪”を計画の基本理念と定め、地域の各種団体や関係機関などとの連携のもと、民間組織としての独自性や柔軟性をより一層発揮し、住民各層の参画を求めながら、住民一人ひとりが、時には手助けの必要な人に支援の手を差し伸べ、時には支えてもらうことができる福祉のまちづくりを推進していきます。

～ 計画の基本理念 ～

みんなで支えあい、安心して、
いきいきと暮らしていくために、
心をつなぐ福祉の輪

2 基本方針

基本目標については、昭和町 第3次地域福祉計画と整合性を保つため、同じ基本目標を掲げ、効果的な事業展開を推進していきます。

【基本方針Ⅰ】 協働の人づくり

社会福祉協議会の活動を正しく認識してもらおうとともに、町民それぞれが地域での活動に興味や関心をもち、実際に参加できるよう福祉教育に対する理解と育成を進めます。また、ボランティアの育成及び多方面より活動支援を行います。(広報・啓発、福祉教育、ボランティア育成・活動支援)

【基本方針Ⅱ】 いきいきとした暮らしを支える基盤づくり

住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、生活していくうえでの悩みや不安が相談できる体制や充実した福祉サービスが必要です。社会福祉協議会は、実際に地域福祉を実践していく担い手として、相談支援や福祉サービス、経済的支援等の多方面で事業を展開していきます。(相談支援、健康づくり・福祉サービス、経済的支援)

【基本方針Ⅲ】 参加しやすい仕組みづくり

地域社会を支えるためには、地域住民による日常的な支え合いの取り組みが必要不可欠です。日頃から地域の人と挨拶や立ち話をしたり、地域での活動に参加したりするなどコミュニケーションをとることで、日常的な安否確認はもちろん、緊急時・災害時の助け合いや暴力や虐待の早期発見などにもつながることもあります。そのため、地域住民の交流活動を行ったり、各種関係団体などとの連携を強化していきます。また、社会福祉協議会自体の機能も強化していきます。(交流促進、連携強化、機能強化)

【基本方針Ⅳ】 安心して地域で暮らせる環境づくり

災害はいつ発生するか分かりません。高齢者や障がいのある人などは、災害時には避難などで何かしら援助が欠かせない人々です。こうした人たちへの支援体制として、災害ボランティアの受け入れ体制を確立させていきます。(災害時支援)

3 事業体系

基本理念：みんなで支えあい、安心して、いきいきと暮らしていくために、心をつなぐ福祉の輪

【基本方針Ⅰ】 協働の人づくり（広報・啓発、福祉教育、ボランティア育成・活動支援）

(1) 広報・啓発	①ホームページによる広報 ③社協だよりの発行 ⑤情報ネットワークの推進	②SNS活用事業 ④ボランティアだよりの発行
(2) 福祉教育	①児童・生徒のボランティア活動普及事業 ③福祉・ボランティア活動の意識啓発	②小・中学生 福祉標語・ポスター募集事業
(3) ボランティア 育成・活動支援	①ボランティア活動推進事業 ②ボランティア・NPO ボードの管理 ③ボランティア登録制度の運営・推進(ボランティア人材バンク) ④町ボランティア・地域住民活動センター(ボランティアセンター)の運営・管理 ⑤ボランティア連絡協議会運営支援 ⑦昭和町民とボランティアのつどいの後援 ⑨ボランティアサロンコーディネーター講習会 ⑪災害・防災ボランティアの受け入れ体制の整備	⑥ボランティア活動事業への助成 ⑧ボランティアに関する各種研修 ⑩ボランティア活動(傷害)保険の窓口業務 ⑫昭和町住民参加型有償ボランティア事業

【基本方針Ⅱ】 いきいきとした暮らしを支える基盤づくり

(相談支援、健康づくり・福祉サービス、経済的支援)

(1) 相談支援	①総合相談・支援事業 ③結婚相談事業	②心配ごと相談事業
(2) 健康づくり・ 福祉サービス	①生活支援体制整備事業 ③福祉スポーツ大会 ⑤運動指導事業 ⑦軽度生活援助事業 ⑨外出支援サービス事業 ⑪ボランティア移送サービス ⑬登録ヘルパー友愛訪問事業 ⑮備品等貸出事業 ⑰ボランティア登録制度の運営・推進(ボランティア人材バンク)【再掲】	②高齢者ふれあい事業 ④軽スポーツ親善交流会の後援 ⑥配食サービス事業 ⑧訪問型介護予防サービス:総合事業訪問型A ⑩いきがいクラブ活動支援事業 ⑫昭和町住民参加型有償ボランティア事業【再掲】 ⑭福祉車両の貸出事業 ⑯成年後見制度利用支援事業
(3) 経済的支援	①生活福祉資金(総合支援資金)貸付制度の運営委託業務 ②臨時特例つなぎ資金貸付制度の運営委託業務 ③福祉金庫貸付事業 ④日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業) ⑤生活福祉緊急援助(米券給付)事業 ⑥生活困窮者自立支援事業	

【基本方針Ⅲ】 参加しやすい仕組みづくり（交流促進、連携強化、機能強化）

(1) 交流促進	①福祉まつりの実施 ③社協カフェ事業 ⑤ふれあい祭りへの出展支援 ⑦子ども未来創生事業 ⑨ふれあいランチ事業	②ICT(情報通信技術)活用事業 ④くらしアップ!!事業 ⑥親子ふれあい事業 ⑧いきいき・ふれあいサロンの拡充・助成 ⑩年末・年始交流会事業
(2) 連携強化	①情報ネットワークの推進【再掲】 ③支部社会福祉協議会活動の推進 ⑤障がい者福祉活動、母子福祉活動の推進 ⑥中央市・昭和町地域自立支援協議会との連携	②地域見守りネットワーク事業 ④地域ケア会議との連携
(3) 機能強化	①社会福祉協議会活動の充実強化 ③理事会、評議員会の充実強化 ⑤事務の合理化の推進 ⑦地域福祉センターの運営・管理 ⑨日本赤十字社昭和町分区事務局活動の推進と社資協力者の拡大 ⑩昭和町赤十字奉仕団事務局 ⑫傾聴ボランティア事務局 ⑭支部社会福祉協議会事務局 ⑯母子寡婦福祉会事務局 ⑰共同募金活動の充実 ⑲新たな自主財源の確保	②職員資質の向上と体制の充実 ④個人情報の保護 ⑥地域福祉の拠点として福祉センターの充実 ⑧昭和町いきいきクラブ連合会事務局 ⑪昭和町ボランティア連絡協議会事務局 ⑬昭和町結婚相談所事務局 ⑮障がい者福祉会事務局 ⑰遺族会事務局 ⑲賛助会員の拡大

【基本方針Ⅳ】 安心して地域で暮らせる環境づくり（災害時支援）

(1) 災害時支援	①災害・防災ボランティアの受け入れ体制の整備【再掲】
----------------------	----------------------------

【参考】「昭和町 第3次地域福祉計画」における施策の体系

基本理念	みんなで支えあい、安心して、いきいきと暮らせる昭和町
基本方針	基本施策
【基本方針Ⅰ】 協働の人づくり	(1) 互いに助けあう意識づくり (2) 福祉教育の充実 (3) バリアフリーの心の育成 (4) 地域活動の担い手づくり
【基本方針Ⅱ】 いきいきとした暮らしを支える基盤づくり	(1) 住み慣れた地域で暮らすための支援 (2) 子どもと育つ地域づくり (3) 相談体制の充実
【基本方針Ⅲ】 参加しやすい仕組みづくり	(1) 情報提供機会の充実 (2) ボランティア意識の普及・定着 (3) 地域福祉活動の育成 (4) 参加の場づくり
【基本方針Ⅳ】 安心して地域で暮らせる環境づくり	(1) 地域の安全確保 (2) ユニバーサルデザインの推進

第4章 事業の展開

【基本方針Ⅰ】 協働の人づくり

(1) 広報・啓発

- ▶ ウェブサイトやSNS、広報紙や組回覧、さらにはイベント現場等、様々な場所や情報媒体を通じて、地域活動やボランティア活動の情報を提供し、地域福祉に対する町民の理解を深めるとともに、社会福祉協議会の認知度を高めます。

事業・取組	①ホームページによる広報						
概要	事業の内容・予定等を随時更新し、町民の各事業への自発的な参加及び協力を呼びかけるなど、常に新しい情報を提供します。	財源	当会自己資金				
3次計画の方向性	充実・拡充 ⇒ 継続	行動計画	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	スマートデバイスに対応したサイト作成、アクセス解析にも気を配りながらのサイト運営を実施していきます。		継続	継続	継続	継続	継続
事業・取組	②SNS活用事業						
概要	高齢者をはじめ、若年層もターゲットに見据えた広報手段としてSNSを使用した情報発信を行います。(平成30年度から実施)	財源	当会自己資金				
3次計画の方向性	充実・拡充 ⇒ 継続	行動計画	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	情報発信ツールとして頻回に活用していきます。また、スマートデバイスを使用している方には積極的に登録を促します。		継続	継続	継続	継続	継続
事業・取組	③社協だよりの発行						
概要	社会福祉協議会の活動をより身近に知ってもらうため、毎月発行の「広報しようわ」の社協だよりに「まごころ」欄を通し、事業の開催や各種団体等の活動状況などの告知とともに、社会福祉活動への理解を深めます。	財源	「広報しようわ」に1ページ掲載				
3次計画の方向性	継続	行動計画	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	読みやすさを重視し、レイアウトや掲載内容について工夫します。		継続	継続	継続	継続	継続
事業・取組	④ボランティアだよりの発行						
概要	地域のボランティア活動を紹介し、ボランティア活動への理解と関心を深めます。	財源	共同募金配分金				
3次計画の方向性	継続	行動計画	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	ボランティア活動への理解と関心を高めることを目的として引き続き、町内を中心に活動するボランティア団体や地域のボランティア活動を紹介します。		継続	継続	継続	継続	継続

事業・取組	⑤情報ネットワークの推進						
概要	社会福祉協議会理事・評議員をはじめ、区長会、民生委員児童委員協議会、ボランティア団体、いきがいくラブ連合会、障がい者福祉会、母子寡婦福祉会等を通じて情報発信し、町民の社会参加を促進します。				財源	当会自己資金	
3次計画の方向性	継続 当会から発信する情報をより効果的に周知するため、関係団体・組織との連携の拡充を図ります。	行動計画	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
			継続	継続	継続	継続	継続

(2) 福祉教育

- ▶ 児童・生徒に向けて福祉やボランティア活動に対する理解と関心を高め、次代の地域福祉活動を担う人材の育成を目指すとともに、地域活動やボランティア活動に関心のある潜在的なボランティア人材の開拓・掘り起こしに努めます。

事業・取組	①児童・生徒のボランティア活動普及事業						
概要	町内の小学校、中学校及び高等学校の児童、生徒を対象として、社会福祉への理解と関心を高め、社会連帯の精神を養うとともに、福祉教育・学習の機会を提供し、体験や交流活動を通して福祉の心を育てることを目的に助成します。				財源	昭和町補助金	
3次計画の方向性	継続 福祉意識の高揚が図られるよう、事業の円滑な推進に努めます。	行動計画	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
			継続	継続	継続	継続	継続

事業・取組	②小・中学生 福祉標語・ポスター募集事業						
概要	未来を担う小・中学生に、ボランティア活動や福祉に対して関心を持ってもらうことを目的に福祉標語・ポスターを募集します。				財源	共同募金配分金 当会自己資金	
3次計画の方向性	継続 児童・生徒数の増加に伴い、事業への参加者数も増えることを考慮しながら、引き続き実施していきます。	行動計画	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
			継続	継続	継続	継続	継続

事業・取組	③福祉・ボランティア活動の意識啓発						
概要	地域ボランティアの開拓に努め、「地域のために役立とう」という人を掘り起こし、住民が福祉活動に参加しやすい環境づくりを推進します。				財源	当会自己資金	
3次計画の方向性	継続 住民がボランティア活動に参加しやすい環境づくりを推進するとともに、地域のために役立とうという思いを持った人を各種ボランティア団体や事業へ繋げます。	行動計画	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
			継続	継続	継続	継続	継続

(3) ボランティア育成・活動支援

- ▶ 地域の助け合い、支え合いを主体となって進めるボランティアへの支援や様々な取り組みを行う団体や組織、個人の連携を促す交流機会の充実や学習機会の創出に努め、「共に生きる社会の実現」を目指して、ボランティア活動の育成と支援を実施します。

事業・取組	①ボランティア活動推進事業						
概要	健康づくりや生きがいづくり等を支えるボランティアの確保に努めると同時に、ボランティア育成のための研修会や情報交換会、「昭和町民とボランティアのつどい」の開催をします。また、資質向上のための視察研修も実施します。	財源	共同募金配分金 当会自己資金 参加者自己負担金 昭和町委託事業				
3次計画の方向性	継続 ボランティアの高齢化が危惧されるが、社会参加や生きがいづくりへ繋がっており、ボランティアをするきっかけづくりを企画して一人でも多くの町民に参加してもらえるように検討していきます。	行動計画	2年度 継続	3年度 継続	4年度 継続	5年度 継続	6年度 継続
事業・取組	②ボランティア・NPOボードの管理						
概要	ボランティア募集、環境情報、イベント情報、講座・講演情報、助成金・寄付金等の情報、国際交流・災害支援情報に加え、身近な地域の情報を掲示し、ボランティア活動の情報を提供するボランティア・NPO ボードの管理を行います。	財源	掲示物は県ボランティアセンターからの配布				
3次計画の方向性	継続 引き続き、ボランティア・NPO ボードの管理を行います。	行動計画	2年度 継続	3年度 継続	4年度 継続	5年度 継続	6年度 継続
事業・取組	③ボランティア登録制度の運営・推進（ボランティア人材バンク）						
概要	地域にお住いの知識・技能を有する人材を発掘・活用することにより、種々多様なボランティア活動の推進を図ります。	財源	当会自己資金 昭和町補助金				
3次計画の方向性	継続 引き続き、活動の推進を図ります。	行動計画	2年度 継続	3年度 継続	4年度 継続	5年度 継続	6年度 継続
事業・取組	④町ボランティア・地域住民活動センター(ボランティアセンター)の運営・管理						
概要	ボランティア活動の拠点として利用できるよう適切な管理運営に努めます。	財源	-				
3次計画の方向性	継続 従来通りの運営を心掛けながら、細部に渡って利用者の利便性の向上に努めます。	行動計画	2年度 継続	3年度 継続	4年度 継続	5年度 継続	6年度 継続

事業・取組	⑤ ボランティア連絡協議会運営支援						
概要	ボランティア連絡協議会の運営を支援し、研修会・講習会・情報交換会等の開催を通じ、ボランティア活動の推進を図ります。			財源	昭和町委託事業		
3次計画の方向性	継続	行動計画	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	活動を継続するグループに対する支援を検討するとともに、ボランティア団体の交流を図ります。		継続	継続	継続	継続	継続
事業・取組	⑥ ボランティア活動事業への助成						
概要	町民の主体的参加と地域連帯に基づき相互に支えあう福祉型まちづくりの実現に資するため、各種活動を実践する民間ボランティアを育成、支援することにより善意活動に取り組みやすい環境づくりを目指します。			財源	昭和町補助金 共同募金配分金		
3次計画の方向性	継続	行動計画	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	使用内容を検討し、改善を図りながら、継続実施していきます。		継続	継続	継続	継続	継続
事業・取組	⑦ 昭和町民とボランティアのつどいの後援						
概要	ボランティアの資質向上とボランティア同士の交流を深めることにより、ボランティア活動の一層の充実を図ることを目的に昭和町ボランティア連絡協議会が主催する昭和町民とボランティアのつどいを後援します。			財源	共同募金配分金 当会自己資金		
3次計画の方向性	継続	行動計画	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	参加者の増加を目指し、主催団体と相談しながら事業内容や形態を検討していきます。		継続	継続	継続	継続	継続
事業・取組	⑧ ボランティアに関する各種研修						
概要	ボランティア活動に必要な技術や知識などの習得のために視察研修や各種研修会の開催、案内を行います。			財源	共同募金配分金 当会自己資金 昭和町委託事業 参加者自己負担金		
3次計画の方向性	継続	行動計画	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	ボランティア連絡協議会等と相談、検討しながら研修内容を決定し、実施に向けてサポートします。		継続	継続	継続	継続	継続
事業・取組	⑨ ボランティアサロンコーディネーター講習会						
概要	健康づくりと生きがいづくり等を支えるボランティアのための講習会を開催し、ボランティア活動の推進を図ります。			財源	昭和町委託事業		
3次計画の方向性	継続	行動計画	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	各団体の代表のみが参加するのではなく、会員の参加も積極的に促していきます。		継続	継続	継続	継続	継続

事業・取組	⑩ボランティア活動（傷害）保険の窓口業務						
概要	ボランティア活動中の様々な事故やケガ、損害賠償責任を保障する保険の窓口業務を行います。	財源	登録ボランティアは昭和町補助金（その他は自費）				
3次計画の方向性	継続 ボランティア活動を始める前に加入するように、周知徹底を行います。また、二重加入については複数回確認を実施していきます。	行動計画	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
			継続	継続	継続	継続	継続

事業・取組	⑪災害・防災ボランティアの受け入れ体制の整備						
概要	発災後、社会福祉協議会をはじめボランティア等が協力し設置・運営します。また、災害時における支援活動がスムーズに行えるよう研修会や実動訓練を行い資質向上を図ります。	財源	当会自己資金				
3次計画の方向性	充実・拡充 ⇒ 継続 現在の訓練は町総合会館を利用して実施していますが、実際に災害が起きた時に利用ができなくなる可能性もあるため、屋外での実施を検討します。また、現在の災害に関するマニュアルは内容が古く現状と整合のとれない箇所が多々あるため、刷新し訓練に繋がられるよう努めます。	行動計画	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
			検討見直し継続	継続	継続	継続	継続

事業・取組	⑫昭和町住民参加型有償ボランティア事業						
概要	日頃生活している地域で誰もが安心していきいきと暮らせるように、日常生活の困りごとを地域で助け合うことができる町づくりに向け、住民参加型による有償ボランティア事業を推進します。	財源	当会自己資金				
3次計画の方向性	継続 事業利用者の拡大を見据えた周知活動をおこない、他の事業との連携も検討します。事業協力者の活動しやすい環境づくりや新たな人材の確保に努めます。	行動計画	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
			継続	継続	継続	継続	継続

【基本方針Ⅱ】 いきいきとした暮らしを支える基盤づくり

(1) 相談支援

- ▶ 日々の生活で生じる様々な困りごとや不安などを抱え込むことがないように、気軽に相談できる窓口運営に努めるとともに、専門知識が必要な生活課題についても関係機関と連携して、問題の解決へとつながるよう努めます。また、未婚者同士の出逢いの場を提供する結婚相談所運営の充実も図ります。

事業・取組	①総合相談・支援事業						
概要	各種相談窓口のPRを強化します。地域の高齢者等の各種相談に応じ、支援策等の助言を行います。	財源	当会自己資金				
3次計画の方向性	継続 各種相談を関係機関へ繋げるだけでなく、町民がどのようなことに困っているのか内容について把握し事案として多いようであれば、当会事業として解決や予防に繋がるサービスを検討していきます。今後も引き続き、各種相談事業の周知を行うとともに、高齢者や生活困窮者等の相談に応じ、関係機関の紹介や支援策等の助言を行います。	行動計画	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
			継続	継続	継続	継続	継続
事業・取組	②心配ごと相談事業						
概要	町民の悩みごとに対応し身近な場所で気軽に相談できる体制を整えるとともに、相談後のフォロー体制の強化にも努めます。職員による適切な助言・指導を実施します。	財源	当会自己資金				
3次計画の方向性	改善 → 継続 適切な開催回数を検討し、改善のうえ、実施していきます。	行動計画	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
			検討	継続	継続	継続	継続
事業・取組	③結婚相談事業						
概要	県内在住の出逢いを希望する方に登録していただき、相談員による登録者同士の紹介や結婚についての相談業務を行うなど、出逢いの場を提供します。また、年に2回、登録者以外の方も対象とした出逢いのパーティーを開催します。	財源	昭和町補助金 参加費 ※パーティー参加者				
3次計画の方向性	継続 登録者のニーズに合わせた運営を検討します。	行動計画	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
			継続	継続	継続	継続	継続

(2) 健康づくり・福祉サービス

- ▶ 地域福祉の担い手として、地域住民が住み慣れた地域でいつまでも健康に暮らし続けられるよう、心と体の健康の維持・増進を目的とした高齢者の健康づくり事業を推進します。また、高齢者や障がいのある人を対象に様々な在宅サービスを提供することで、日々の不安を解消し、安心してご自宅で暮らせるように支援します。

事業・取組	①生活支援体制整備事業						
概要	町が実施する生活支援体制整備事業について、当会による生活支援コーディネーターを配置し、住民主体による生活支援・介護予防サービスの充実が図られるよう身近な地域での支え合いを進めます。	財源	昭和町委託事業				
3次計画の方向性	新規 高齢者が住み慣れた地域で自分らしく生きがいを持って暮らし続けることができるよう、地域住民や関係団体等と連携し「生活支援・介護予防・社会参加」の促進と充実を図ります。	行動計画	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
			新規	継続	継続	継続	継続
事業・取組	②高齢者ふれあい事業						
概要	高齢者相互の親睦と、ふれあいを広げるとともに、地域社会に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、気軽に参加できる「音楽療法・ストレッチ・足裏健康体操・脳トレ体操・3B体操」など様々な教室を実施します。	財源	昭和町委託事業				
3次計画の方向性	継続 毎月開催する教室以外にも、特色のある教室や参加者の需要に応えた教室を積極的に開催していきます。	行動計画	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
			継続	継続	継続	継続	継続
事業・取組	③福祉スポーツ大会						
概要	高齢者の体と心の健康維持・増進を目的として、福祉ゲートボール大会・ペタンク大会等を実施します。	財源	当会自己資金				
3次計画の方向性	継続 出掛ける場としての周知や参加者同士の交流を促していきます。また同時に、参加者数の増減を注視し、必要に応じて大会の規模の適正実施を検討していきます。	行動計画	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
			継続	継続	継続	継続	継続
事業・取組	④軽スポーツ親善交流会の後援						
概要	60歳以上の町民を対象とした、いきがクラブ連合会主催「福祉軽スポーツ親善交流会」を後援します。	財源	当会自己資金				
3次計画の方向性	継続 出掛ける場としての周知や参加者同士の交流を促していきます。	行動計画	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
			継続	継続	継続	継続	継続

事業・取組	⑤運動指導事業						
概要	運動機能の向上を図るとともに、寝たきりなどの要介護状態になることを予防することを目的とし、健康体操教室を実施します。	財源	昭和町委託事業 参加費				
3次計画の方向性	継続 対象者が気軽に健康づくり、仲間づくりが実践できるように、アンケート調査等でニーズを把握するとともに、周知方法も工夫していきます。	行動計画	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
			継続	継続	継続	継続	継続

事業・取組	⑥配食サービス事業						
概要	65歳以上の一人暮らし、高齢者のみの世帯及び身体障がい者であって心身の障がい及び傷病等の理由により調理することが困難な方を対象に、健康で自立した生活が送れるように配食サービスを提供し、併せて安否確認を行います。	財源	昭和町委託事業				
3次計画の方向性	改善 ⇒ 継続 事業の周知に努めるとともに、サービスの向上に努めます。	行動計画	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
			継続	継続	継続	継続	継続

事業・取組	⑦軽度生活援助事業						
概要	在宅の高齢者世帯等を対象として登録ヘルパーを派遣し、家事援助等のより細やかなサービスを提供します。	財源	昭和町委託事業				
3次計画の方向性	継続 サービス利用者が要介護状態への進行を予防することを目的に努めます。	行動計画	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
			継続	継続	継続	継続	継続

事業・取組	⑧訪問型介護予防サービス：総合事業訪問型A						
概要	高齢者で基本チェックリストの結果により事業対象となった方、または要支援認定を受けた方が地域で自立した生活を継続できるよう登録ヘルパーを自宅へ派遣し、軽易な日常生活上の援助を行います。	財源	昭和町委託事業				
3次計画の方向性	継続 町から提示される事業内容に沿って、サービス提供内容等を検討するとともに、関係者間の情報共有が確実にされる事業体制の整備に努めます。また、必要に応じて、町担当者と協議を行います。	行動計画	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
			継続	継続	継続	継続	継続

事業・取組	⑨外出支援サービス事業						
概要	総合会館の温泉利用者のため、福祉バスに登録ヘルパーが添乗し乗降時の安全確保に努め外出の支援をします。	財源	昭和町委託事業				
3次計画の方向性	継続 引き続き、福祉バス利用者の乗降時の安全確保に努め外出時の支援を行います。	行動計画	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
			継続	継続	継続	継続	継続

事業・取組	⑩いきがいクラブ活動支援事業						
概要	高齢者のいきがい作りの一環として、いきがいクラブ活動やいきがい大学活動に対する支援を行います。	財源	当会自己資金				
3次計画の方向性	継続 いきがいクラブ会員の自主性を尊重しながらサポートしていきます。	行動計画	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
			継続	継続	継続	継続	継続
事業・取組	⑪ボランティア移送サービス						
概要	公共交通機関を使用することが困難な高齢者を対象に、ボランティア人材バンクを利用した移送サービスの提供に努めます。	財源	当会自己資金				
3次計画の方向性	継続 事業利用者の増加が見込まれるため、運転ボランティアの確保や事業内容についての周知に努めます。	行動計画	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
			継続	継続	継続	継続	継続
事業・取組	⑫昭和町住民参加型有償ボランティア事業【再掲】						
概要	日頃生活している地域で誰もが安心していきいきと暮らせるように、日常生活の困りごとを地域で助け合うことができる町づくりに向け、住民参加型による有償ボランティア事業を推進します。	財源	当会自己資金				
3次計画の方向性	継続 事業利用者の拡大を見据えた周知活動をおこない、他の事業との連携も検討します。事業協力者の活動しやすい環境づくりや新たな人材の確保に努めます。	行動計画	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
			継続	継続	継続	継続	継続
事業・取組	⑬登録ヘルパー友愛訪問事業						
概要	登録ヘルパーにより、一人暮らし高齢者世帯に対し、安否確認を行い、在宅福祉、地域福祉の充実に努めます。	財源	昭和町委託事業				
3次計画の方向性	継続 対象者宅への訪問を実施し、支援が必要な場合は関係機関へ繋げることができるよう努めます。	行動計画	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
			継続	継続	継続	継続	継続
事業・取組	⑭福祉車両の貸出事業						
概要	生活上の支援を必要とする高齢者や障がい者等へ車椅子のまま乗れる自動車の貸し出しを実施します。	財源	当会自己資金 昭和町補助金				
3次計画の方向性	改善・変更 ⇒ 継続 燃料代の精算面で課題があるため、利用料について検討していきます。	行動計画	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
			継続	継続	継続	継続	継続

事業・取組	⑮備品等貸出事業						
概要	高齢者や障がい者等の社会参加の推進を図ることを目的に、要綱に基づき社会福祉協議会が所有する備品(釜、車椅子、テント、遊具)等を貸し出します。	財源	—				
3次計画の方向性	継続 備品の保管・管理を徹底し、貸し出し時に支障のないようにし、引き続き要綱に基づいた備品の貸し出しを行い、地域福祉向上に努めます。	行動計画	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
			継続	継続	継続	継続	継続

事業・取組	⑯成年後見制度利用支援事業						
概要	成年後見制度の利用に関する相談支援を行います。	財源	当会自己資金				
3次計画の方向性	継続 利用者の増加が見込まれるため、事業実施について検討していきます。	行動計画	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
			検討				

事業・取組	⑰ボランティア登録制度の運営・推進（ボランティア人材バンク）【再掲】						
概要	地域にお住いの知識・技能を有する人材を発掘・活用することにより、種々多様なボランティア活動の推進を図ります。	財源	当会自己資金 昭和町補助金				
3次計画の方向性	継続 引き続き、活動の推進を図ります。	行動計画	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
			継続	継続	継続	継続	継続

(3) 経済的支援

- 経済的に困窮している人たちへの生活資金の貸付業務や相談業務を行うとともに、高齢者や障がいのある人であって判断能力が低下している人たちが地域において自立した生活が送れるよう支援します。さらには、生活困窮者自立支援事業についても、行政と協力し支援に取り組みます。

事業・取組	①生活福祉資金（総合支援資金）貸付制度の運営委託業務						
概要	低所得、障がい者、高齢者世帯等に対し、経済的自立と生活意欲の助長促進を図ることを目的とした県社会福祉協議会の委託事業で、民生委員の協力により窓口業務を担当します。	財源	県社会福祉協議会 委託事業				
3次計画の方向性	継続 事業のさらなる周知を図り、貸し付けにより経済的自立と生活の安定を目的に支援を行います。	行動計画	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
			継続	継続	継続	継続	継続

事業・取組	②臨時特例つなぎ資金貸付制度の運営委託業務				
概要	失業等、日常生活全般に困難を抱えている人に対し、継続的な相談支援と生活費及び一時的な資金の貸し付けを行います。	財源	県社会福祉協議会委託事業		
3次計画の方向性	継続 広報誌等で事業の周知を継続実施するとともに、生活困窮者自立相談事業との連携を進めます。	行動計画	2年度 継続	3年度 継続	4年度 継続
			5年度 継続	6年度 継続	
事業・取組	③福祉金庫貸付事業				
概要	町内在住の方で、急な出費への対応でお困りの方に、無利子で小口の福祉金庫(最高5万円)を1年以内の返済で貸し付けます。	財源	当会自己資金		
3次計画の方向性	継続 広報誌等で事業の周知を継続実施するとともに、生活困窮者自立相談事業との連携を進めます。	行動計画	2年度 継続	3年度 継続	4年度 継続
			5年度 継続	6年度 継続	
事業・取組	④日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）				
概要	認知症高齢者、知的障がいや精神障がいのある方等で、自己決定能力が低下しているために様々なサービスを適切に利用することや金銭管理がうまくできない方等に日常的な生活、金銭管理のサポートをします。	財源	基幹社協 (中央市社会福祉協議会) との一部業務協定		
3次計画の方向性	継続 事業周知方法を検討し、支援が必要な人に対して適切なサポートをおこないます。	行動計画	2年度 継続	3年度 継続	4年度 継続
			5年度 継続	6年度 継続	
事業・取組	⑤生活福祉緊急援助（米券給付）事業				
概要	主に生活保護受給世帯に準ずる世帯で、緊急一時的な援助を必要とする場合に、米券を給付します。	財源	当会自己資金		
3次計画の方向性	継続 町内在住者に対する緊急一時的な援助のため、迅速な支援を図ります。	行動計画	2年度 継続	3年度 継続	4年度 継続
			5年度 継続	6年度 継続	
事業・取組	⑥生活困窮者自立支援事業				
概要	経済的な困窮により日常生活に支援を必要とする方に対する相談、支援を実施します。	財源	—		
3次計画の方向性	継続 支援を必要とする方に、早い段階で当該事業を知ってもらうことができるよう、引き続き周知に努めます。	行動計画	2年度 継続	3年度 継続	4年度 継続
			5年度 継続	6年度 継続	

【基本方針Ⅲ】 参加しやすい仕組みづくり

(1) 交流促進

- ▶ すべての町民が同じ地域の一員としてふれあう機会の創出と福祉意識の啓発に努めます。また、同時に、児童と保護者のふれあい、高齢者の社会的孤立、ひきこもり防止などライフステージに沿った交流と社会参加の機会の創出に努めます。

事業・取組	①福祉まつりの実施						
概要	町内にお住いの全ての人を対象に社会福祉協議会理事、民生委員児童委員協議会、ボランティア連絡協議会の協力を得て、「共に参加する協働のまつり」をテーマに開催し、交流と福祉活動への理解を深める事業として実施します。				財源	当会自己資金	
3次計画の方向性	継続	行動計画	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	年齢に関わらず、参加しやすい雰囲気や内容を検討します。なお、令和6年度には45回目を迎えます。		継続	継続	継続	継続	検討45回目
事業・取組	②ICT（情報通信技術）活用事業						
概要	タブレット端末やWi-Fi環境を提供し、住民相互の交流の場を創造します。また、スマートデバイスを使用したワークショップなどを開催し、住民の利便性の向上を図ります。（平成30年度から実施）				財源	当会自己資金	
3次計画の方向性	継続	行動計画	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	当会で整備したネットワーク環境で、スマートデバイスを使用した教室を積極的に開催します。		継続	継続	継続	継続	継続
事業・取組	③社協カフェ事業						
概要	住民が気軽に集まることができる場所の提供をします。ICT活用事業との連携を図りながら、外出機会の創出に繋げ、住民主体のコミュニティへとなるようなきっかけづくりを提供していきます。（平成30年度から実施）				財源	当会自己資金 事業参加費 事業利用料	
3次計画の方向性	継続	行動計画	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	住民への周知方法などをより深く検討し、気軽に出かける場所として認知されるような事業展開を図ります。		継続	継続	継続	継続	継続
事業・取組	④くらしアップ!!事業						
概要	生活に役立つことから趣味に関する教室を企画開催します。（平成30年度から実施）				財源	当会自己資金 参加費	
3次計画の方向性	継続	行動計画	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	住民のニーズに合わせた教室を企画開催していきます。		継続	継続	継続	継続	継続

事業・取組	⑤ふれあい祭りへの出展支援						
概要	「昭和町ふるさとふれあい祭り」に参画し、ボランティアバザー等の出展を通して、地域住民とのふれあいを深め、活力ある地域づくりを推進します。	財源	当会自己資金				
3次計画の方向性	継続 ふれあい祭りへの出展についてボランティア団体へ周知します。また、希望する団体に対して出展支援を行います。	行動計画	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
			継続	継続	継続	継続	継続
事業・取組	⑥親子ふれあい事業						
概要	親子の絆を深め、交流のきっかけとなる事業を開催します。	財源	共同募金配分金 当会自己資金				
3次計画の方向性	継続 多方面より好評をいただける事業となっていることから、準備や片付けに係る時間や人員規模を検討していくとともに、参加者が限定的にならないように、事業内容も検討します。	行動計画	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
			継続	継続 検討	継続	継続	継続
事業・取組	⑦子ども未来創生事業						
概要	次代を担う子どもたちの未来を豊かにするような事業を計画します。	財源	共同募金配分金 当会自己資金				
3次計画の方向性	継続 時代に即した内容を検討し、計画・実施します。	行動計画	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
			継続	継続	継続	継続	継続
事業・取組	⑧いきいき・ふれあいサロンの拡充・助成						
概要	高齢者を社会的孤立から守るなど、「自主的な仲間づくり」の場として各地区に設置したいいきいき・ふれあいサロンの活動を支援及び拡充していきます。	財源	昭和町補助金 共同募金配分金				
3次計画の方向性	継続 運営ボランティアの高齢化によって企画等が難しくなった部分をフォローしながら、運営主体のボランティアによるマンパワーで出来得る内容にスライドしていくよう支援します。また、各サロンで実施回数や参加人数の違いを考慮し、助成金要綱を検討します。	行動計画	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
			継続	継続	継続	継続	継続

事業・取組	⑨ふれあいランチ事業						
概要	一人暮らしの高齢者、障がい者等を対象として、各支部社会福祉協議会理事やボランティアグループの協力のもとに、季節の交流広場事業としてレクリエーションや昼食会等を開催し交流を積極的に進めます。	財源	共同募金配分金 当会自己資金				
3次計画の方向性	継続 同じ地域で生活する人同士の交流の場として、また参加対象者の出掛ける場として、これまで通り年3回実施できるよう努めます。また、「参加したい」というニーズに参加に繋げられるよう、周知の方法などを検討していきます。	行動計画	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
			継続	継続	継続	継続	継続

事業・取組	⑩年末・年始交流会事業						
概要	住民の主体的な参加によって支えられている福祉活動を支援・推進することを目的として、母子寡婦福祉会の実施する年末・年始の交流会事業に助成し、支援を行います。	財源	共同募金配分金				
3次計画の方向性	継続 今後も引き続き、団体の福祉活動について精査しながら助成事業を継続し、福祉の向上に努めます。	行動計画	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
			継続	継続	継続	継続	継続

(2) 連携強化

- ▶ 地域で安心して暮らし続けるためには、日々の生活での問題や困りごとが気軽に解決できる近隣環境が重要になります。地域単位での福祉活動の基盤となる組織づくりや保健・医療・福祉の連携、行政や各種団体等との連携を進めます。また、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を担います。

事業・取組	①情報ネットワークの推進【再掲】						
概要	社会福祉協議会理事・評議員をはじめ、区長会、民生委員児童委員協議会、ボランティア団体、いきがいくらぶ連合会、障がい者福祉会、母子寡婦福祉会等を通じて情報発信し、町民の社会参加を促進します。	財源	—				
3次計画の方向性	継続 当会から発信する情報をより効果的に周知するため、関係団体・組織との連携の拡充を図ります。	行動計画	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
			継続	継続	継続	継続	継続

事業・取組	②地域見守りネットワーク事業						
概要	高齢者・障がい者・児童が、地域で安心して暮らすことができるよう地域住民と民間事業者の方々のご協力を得て、見守りネットワークの組織づくりを進めます。				財源	当会自己資金	
3次計画の方向性	改善 ⇒ 継続	行動計画	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	協定締結済の事業所のモチベーション維持を兼ねたフォローアップを行い、新規事業者との協定を締結します。		見直	継続	継続	継続	継続
事業・取組	③支部社会福祉協議会活動の推進						
概要	地域福祉推進の中核組織として、支部社会福祉協議会の体制を強化します。支部社会福祉協議会を中心に、区、ボランティア等の協力により要援護者の援助や高齢者、障がい者等の自立と社会参加を推進します。				財源	当会自己資金	
3次計画の方向性	継続	行動計画	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	これまでと同様に、地域住民に還元できる内容を企画検討するとともに、地域福祉推進の中核組織であることを再度認識していただけるよう、事業について周知していきます。		継続	継続	継続	継続	継続
事業・取組	④地域ケア会議との連携						
概要	地域福祉計画に基づき、保健・医療・福祉の連携、関係機関や地域関係者との連携による総合的な在宅福祉サービスの提供について検討します。				財源	—	
3次計画の方向性	継続	行動計画	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	関係機関とも内容について検討しながら、連携強化に努めます。		継続	継続	継続	継続	継続
事業・取組	⑤障がい者福祉活動、母子福祉活動の推進						
概要	障がい者団体や、母子福祉団体等の自主的活動に対して支援します。また、心身障がい児者親の会ひばり会が実施する障がい児のための「ひばり会クラブ余暇活動」等への助成をします。				財源	共同募金配分金	
3次計画の方向性	改善 ⇒ 継続	行動計画	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	会員の拡大を目標に、将来的には自立した運営となるよう支援します。		検討	継続	継続	継続	継続
事業・取組	⑥中央市・昭和町地域自立支援協議会との連携						
概要	昭和町、中央市合同での地域の障がい児者等に対する支援体制の整備及び福祉サービスの充実を図ります。				財源	—	
3次計画の方向性	継続	行動計画	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	障がい者相談支援センターとの連携強化を図ります。		継続	継続	継続	継続	継続

(3) 機能強化

- ▶ 地域福祉を推進していく中心的な担い手として、支援を必要とする人、支援を提供する人の相互の立場と権利を尊重しつつ、質の高い福祉サービスの提供体制を構築するとともに、様々なニーズに柔軟に対応できる組織体制の充実と所管する団体事務局の運営支援に努めます。また、民間団体としての独立性を高めていくため、社会福祉協議会会費、共同募金配分金、日本赤十字社交付金などの財源の確保について、住民の皆様及び事業所等への理解と協力を求めています。

事業・取組	①社会福祉協議会活動の充実強化						
概要	民間組織としての特性を活かし、地域のニーズ、地域福祉の課題に順応できる体制を強化します。	財源	当会自己資金 昭和町委託事業				
3次計画の方向性	充実・拡充 ボランティアの担い手不足、地域サロン体制の強化、コミュニティーソーシャルワーカー設置など課題があります。業務内容を見直し、廃止する事業も含め仕事の配分などについての研究、精査を行います。また、各団体が自立できるように指導していきます。	行動計画	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
			継続	継続	継続	継続	継続
事業・取組	②職員資質の向上と体制の充実						
概要	職員の資質向上や技術の習得等のため研修の実施や各種研修会への参加機会を充実し、質の高いサービス提供ができる体制づくりに努めます。	財源	当会自己資金				
3次計画の方向性	充実・拡充 ⇒ 継続 当会が自立していくための新しい財源を確保できる新事業を発掘し、更なる地域福祉の向上に努めます。これに伴い、職員の資質向上を目的とした各種研修を受講できる体制の構築に努めます。	行動計画	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
			継続	継続	継続	継続	継続
事業・取組	③理事会、評議員会の充実強化						
概要	理事会、評議員会の機能をより一層発揮できるよう、運営の充実に図ります。	財源	当会自己資金				
3次計画の方向性	充実・拡充 ⇒ 継続 夜間の会議など検討し、積極的に発言していただける環境づくりに努めます。	行動計画	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
			継続	継続	継続	継続	継続
事業・取組	④個人情報の保護						
概要	個人情報を適正に管理するため、個人情報管理者等を定め、個人情報の保護に努めます。	財源	当会自己資金				
3次計画の方向性	継続 社会福祉協議会と町役場担当課との連携をスムーズに行うための規則を定めます。	行動計画	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
			継続	継続	継続	継続	継続

事業・取組	⑤事務の合理化の推進						
概要	業務がより効率的に遂行されるよう、事務の合理化を図る。			財源			
3次計画の方向性	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">改善・変更 ⇒ 継続</div> 係を増やすことを検討し、事業内容を定期的に精査し、見直していきます。	行動計画	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
			継続	継続	継続	継続	継続

事業・取組	⑥地域福祉の拠点として福祉センターの充実						
概要	町内に地域福祉活動センター、総合福祉会館等の福祉施設の充実整備を図るため昭和町に要望します。			財源	昭和町		
3次計画の方向性	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">充実・拡充</div> 高齢者との顔つなぎ、また、ふれあいの場としての社会福祉協議会事務所を目指します。総合会館内が理想ですが、現況では困難であるため、継続的に検討していきます。また、課題点の克服のため随時、町との協議・検討を実施していきます。	行動計画	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
			継続	継続	継続	継続	継続

事業・取組	⑦地域福祉センターの運営・管理						
概要	地域福祉センターの機器・設備の管理・清掃や、利用運営を充実します。			財源	昭和町補助金 当会自己資金		
3次計画の方向性	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">改善・変更 ⇒ 継続</div> 住民が気軽に来所できる環境づくりに努めます。	行動計画	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
			継続	継続	継続	継続	継続

事業・取組	⑧昭和町いきがいクラブ連合会事務局						
概要	いきがいクラブ連合会が自主運営組織として活動できるよう支援していきます。			財源	昭和町補助金 当会自己資金 いきがいクラブ 会員会費		
3次計画の方向性	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">継続</div> いきがいクラブ会員・役員の自主性を尊重しながら、サポートを継続していきます。	行動計画	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
			継続	継続	継続	継続	継続

事業・取組	⑨日本赤十字社昭和町分区事務局活動の推進と社資協力者の拡大						
概要	赤十字活動・社資募集運動を支援します。			財源	日本赤十字社交付金		
3次計画の方向性	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">継続</div> 住民数が増加している中、引き続き、実施していきます。	行動計画	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
			継続	継続	継続	継続	継続

事業・取組	⑩昭和町赤十字奉仕団事務局							
概要	団員の研修や訓練、また地域のボランティア活動に参加するための総合的なサポートをします。			財源	当会自己資金 昭和町分区からの助成金 活動による売上金 (福祉まつりバザー出展) 視察研修会のみ自己負担金			
3次計画の方向性	継続	赤十字奉仕団の方針に沿って、サポートを継続していきます。	行動計画	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
				継続	継続	継続	継続	継続

事業・取組	⑪昭和町ボランティア連絡協議会事務局							
概要	ボランティアグループ同士の結びつきを強め、お互いのグループの情報交換を行い、ボランティアが円滑に活動しやすい環境づくりへのサポートをします。							
財源	視察研修会：共同募金配分金・当会自己資金・参加者負担金 昭和町民とボランティアのつどい：共同募金配分金・当会自己資金 ボランティア代表者会議：昭和町委託事業							
3次計画の方向性	継続	高齢になっても活動を希望する団体には、事務局として後方支援を、継続的に実施していきます。	行動計画	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
				継続	継続	継続	継続	継続

事業・取組	⑫傾聴ボランティア事務局							
概要	傾聴を希望する方との連絡調整や研修会の開催など、傾聴活動における支援を行います。			財源	当会自己資金			
3次計画の方向性	継続	会員の意見を取り入れながら活動しやすい環境整備に努め、引き続き支援を行います。	行動計画	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
				継続	継続	継続	継続	継続

事業・取組	⑬昭和町結婚相談所事務局							
概要	結婚相談員の活動をサポートします。			財源	昭和町補助金			
3次計画の方向性	継続	結婚相談所の存在を広く周知し、登録者数の増加に努めます。	行動計画	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
				継続	継続	継続	継続	継続

事業・取組	⑭支部社会福祉協議会事務局							
概要	地区理事や区長をはじめとする区役員、民生委員、関係団体、ボランティア等、地域住民が一体となった地域福祉活動の推進に対し支援します。			財源	当会自己資金			
3次計画の方向性	継続	地域福祉推進の中核組織であることを再度認識していただくとともに、他地区における活動等のアナウンスや企画検討用の資料提供を含めた支援を実施していきます。	行動計画	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
				継続	継続	継続	継続	継続

事業・取組	⑮障がい者福祉会事務局						
概要	障がい者福祉会の各種事業の推進及び支援をします。				財源	昭和三補助金 障がい者福祉会 会費	
3次計画の方向性	継続 今後も引き続き各種事業の推進及び支援を行います。	行動計画	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
			継続	継続	継続	継続	継続

事業・取組	⑯母子寡婦福祉会事務局						
概要	母子寡婦福祉会の各種事業の推進及び支援をします。				財源	昭和三補助金 母子寡婦福祉会 会費 共同募金配分金	
3次計画の方向性	継続 今後も引き続き各種事業の推進及び支援を行います。	行動計画	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
			継続	継続	継続	継続	継続

事業・取組	⑰遺族会事務局						
概要	遺族会の各種事業の推進及び支援をします。				財源	昭和三補助金 遺族会会費	
3次計画の方向性	検討 → 継続 当会事業における戦没者に係る事業はないため、団体との携わり方や事務局の所管先について検討していきます。	行動計画	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
			検討	継続	継続	継続	継続

事業・取組	⑱共同募金活動の充実						
概要	共同募金について積極的に情報の提供を行うとともに、町民、町内小中高等学校、各区役員、民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会関係者及び各企業の協力により募金活動を実施します。				財源	共同募金事務費	
3次計画の方向性	継続 引き続き地域住民等の理解と協力が得られるよう、周知活動や募金協力の呼びかけを継続するとともに、情報提供を行うことで募金活動の必要性や透明性を伝えられるよう努めます。	行動計画	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
			継続	継続	継続	継続	継続

事業・取組	⑲賛助会員の拡大						
概要	個人会費は1口 800 円。団体会費は1口 2,000 円、特別会員1口 1,000 円以上を基本に依頼し、自主財源の確保のため、会員の拡大に努めます。				財源	当会自己資金	
3次計画の方向性	検討・継続 更なる新規会員の獲得に努めます。	行動計画	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
			検討継続	継続	継続	継続	継続

事業・取組	⑳新たな自主財源の確保						
概要	新たな自主財源の確保に努めます。	財源	当会自己資金				
3次計画の方向性	充実・拡充 商工会との連携、封書に広告、インターネットの積極的利用、チャリティー事業の創出、町内事業所からの会費徴収など検討していきます。	行動計画	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
			継続	継続	継続	継続	継続

【基本方針Ⅳ】 安心して地域で暮らせる環境づくり

(1) 災害時支援

- 地域の役割として期待することは「緊急事態が起きた時の対応」が圧倒的に多くなっています。実際、災害が起きた際は、被災地となり、地域住民同士の助けあい、支えあいだけでは十分とはいえない環境となるため、災害時や緊急時のボランティアの受け入れ体制の整備に取り組みます。

事業・取組	①災害・防災ボランティアの受け入れ体制の整備【再掲】						
概要	発災後、社会福祉協議会をはじめボランティア等が協力し設置・運営します。また、災害時における支援活動がスムーズに行えるよう研修会や実動訓練を行い資質向上を図ります。	財源	当会自己資金				
3次計画の方向性	充実・拡充 ⇒ 継続 現在の訓練は町総合会館を利用して実施していますが、実際に災害が起きた時に利用ができなくなる可能性もあるため、屋外での実施を検討します。また、現在の災害に関するマニュアルは内容が古く現状と整合のとれない箇所が多々あるため、刷新し訓練に繋がられるよう努めます。	行動計画	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
			検討見直し継続	継続	継続	継続	継続

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

本計画は、住民・地域やボランティア・NPO法人、事業者及び社会福祉協議会が主体となり、昭和町との連携のもと、地域活動のさらなる推進と、身近な地域課題の解決に向けた活動の方向性を示す計画として策定しています。そのため、これら地域福祉を担う主体と連携をとり、それぞれの役割を果たしながら協働して計画を推進していくことが重要となります。また、地域福祉は住民との協働で成り立つものであることから、広報紙やホームページなどの様々な媒体を通じて、住民へ本計画の周知と地域福祉への理解を図ります。

① 住民・地域の役割

住民一人ひとりが福祉に対する意識や認識を高め、地域社会の構成員の一人として、主体的に参加していただくことが大切です。また、地域福祉の担い手として声かけや見守りなど日常的な隣近所の交流を行うとともに、地域行事やボランティア活動等に積極的に参加し、地域での実践を継続していくことが求められています。

② 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、社会福祉法において、地域福祉の推進を図る要として位置づけられ、地域福祉を推進していくことを使命とし、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進するための組織です。これまでの知識や経験を活かして、各地域で福祉活動を展開している人々を支援するほか、地域の調整役としての役割をより一層発揮することが期待されています。

③ ボランティア・NPO法人、事業者の役割

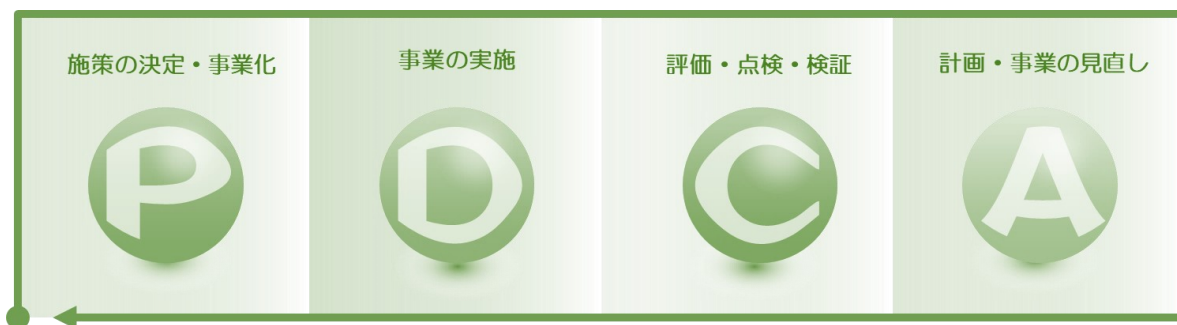
ボランティアやNPO法人は、多様化する地域の課題や福祉ニーズに対して、自らの活動方針に基づき、活動内容の充実とサービスの多様化を図っていただくことが大切です。また、地域の様々な福祉活動団体や事業者と連携を図り、地域で支え合うまちづくりに参画する役割を担っていただいています。また、事業者は地域の福祉ニーズに対して、これまで提供してきたサービスの一層の充実を図った上で、新たなサービスや地域公益活動への参画が求められています。

④ 昭和町との連携

昭和町が策定した「第3次地域福祉計画」との連携を図りながら、本計画を推進します。

2 計画の進捗管理

本計画は活動計画（実施計画）であるため、年度ごとの実施事項を記載しています。進捗管理に関しては、PDCAサイクルに則り、事務局において毎年度、進捗チェックと次年度の取り組み内容の検討を行い、その結果から必要に応じて事業の見直しや改善を行います。



昭和町 第3次 地域福祉活動計画

令和2年3月

発行：社会福祉法人 昭和町社会福祉協議会
〒409-3864 山梨県中巨摩郡昭和町押越 955 番地 1
電話：055-275-0640 / FAX：055-268-3737
